

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第四十五号

昭和四十八年七月二十六日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君  
理事 奥田 敬和君  
理事 笠岡 喬君  
理事 藤尾 正行君  
理事 伊能繁次郎君  
理事 越智 伊平君  
理事 近藤 鉄雄君  
理事 丹羽喬四郎君  
理事 林 大幹君  
理事 三塚 博君  
理事 吉永 治市君

理事 加藤 陽三君  
理事 中山 正暉君

江藤 隆美君  
大石 千八君  
竹中 修一君  
旗野 進一君  
羽生田 進君  
村岡 兼造君

出席政府委員

防衛庁防衛局長 久保 卓也君  
外務政務次官 水野 清君  
外務大臣官房長 藤取 泰衛君  
外務省アジア局長 吉田 健三君  
外務省条約局長 高島 益郎君  
外務省国際連合局長 影井 梅夫君

委員外の出席者

外務大臣官房領事移住部長 穂崎 巧君  
外務省アメリカ局外務参事官 角谷 清君  
外務省欧亜局外務参事官 山田 淳治君  
外務省中近東アジア局外務参事官 中村 輝彦君  
内閣委員会調査室長 本田 敬信君

委員の異動

七月二十六日

赤城 宗徳君  
丹羽喬四郎君

林 大幹君  
村岡 兼造君

大幹君  
羽生田 進君

赤城 宗徳君  
羽生田 進君

補欠選任  
丹羽喬四郎君

補欠選任

林 大幹君  
村岡 兼造君

大幹君  
羽生田 進君

赤城 宗徳君  
羽生田 進君

補欠選任  
丹羽喬四郎君

本日の会議に付した案件  
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○三原委員長 これより会議を開きます。  
自由民主党以外の各派の委員諸君が御出席になつておりませんので、正規に事務局をして出席を要求させていただきます。しばらくお待ちください。

○三原委員長 日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各委員諸君に御出席をお願いいたしましたが出席がありません。まことに遺憾ながらやむを得ずこのまま議事を進めます。外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。藤尾正行君。

○藤尾委員 ただいま議題となりました外務省設置法の一部改正に関する法律案でございますけれども、この内容は、これはもう一昨日より然りで、アジア局という外務省の局に次長を設けた

い、こういうことでございます。これについてひとつ外務省側の御意向を承りたいわけでございますけれども、ほんとうは、もう会期も二回延長になりまして、最終これ以上この国会では審議ができません。ぎりぎりのところへ来ておる。そういう間におきまして、外務省は、この簡単な法律案をどうしても成立させたいという熱意に、私は非常に欠けるところがあつたと思ふ。本日こうやって私どもが委員会を開きました、そうして外務省設置法の改正という問題を真剣に討議をしよう、こういうふうな考へておられますにかかわらず、外務大臣の出席がない。まことに外務省当局の私ども委員会に対する態度、あるいはみずからお出しになった法律案の成立に關します熱意、そういうもの欠けるところがあると私は考えます。この点はいかがですか。

○水野政府委員 御指摘の点でございますが、私、政務次官でございますが、私がかわりに参りましたことは、まことに失礼かと思ひますが、決してこのアジア局に次長を設置する設置法の改正につきましても外務省が不熱心であるということではございませんので、これはぜひとも御審議、御成立をお願いしたいわけでございます。

本日、外務大臣が出席できませんのは、外交上の案件、さらに渡米のための準備その他の諸事情がありまして、どうしても出席ができないわけでありまして、その点はぜひとも御了解をいただきたいと思ひます。

○藤尾委員 御了解をいただきたいとおっしゃいますから、御了解をしてもいいのでございませうけれども、私は今後のこともある。国会の立場、これは国における最高機関でございます。それが法律の審議をするという場にそういう態度をおとりになるという事は、私はいかなる御用件がおありになるか知りませんが、それはきわめて

私は遺憾な態度であるということを重ねて申し上げておきます。

そこで質疑に入りたいわけでございますけれども、まず私は、この前も実は他の法律案の審議の中で申し上げたのでございますけれども、いろいろな外交問題たくさんございます。その中で、このアジアに對します問題というものが占める比重というものは、外務省の所管をいたしておられますお仕事の中で非常に大きいように私は感じております。

こういつたことを考へてみましたときに、たとえば昨年九月に総理大臣並びに外務大臣が北京においでになられました、そうしておきめになられました日中の共同声明というより問題は、この問題が、戦後の日本の政治あるいは外交、こういうものに占める評価、地位というものは、私は非常に高いように思ひます。この点、一体外務省当局は、戦後のいろいろな外交の中でこれがどれだけの重要性を持つておるとお考えになつておられるのか、その点をお伺いしたい。

○水野政府委員 田中総理、大平外相の訪中についてはいろいろな評価があるかと思ひますが、御承知のように、世界的に緊張緩和の時代に入つておりました。米ソの間でも核戦力を含むいろいろな話し合いをして、ともかく国際的な緊張を取り除いていこうという世界的なワク組みでございます。その中で、御承知のように、ニクソン訪中、ニクソン訪ソというあとに続いて、昨年でございますが、田中総理が訪中されたということ

は、私は、極東の緊張緩和に、あるいは世界的な緊張の緩和、さらに世界的な新情勢の中で、日本の外交が新しい展開をした、新しい第一歩を踏み出したというふうな評価をしております。

○藤尾委員 私が聞きをしたのは、新しい外交の展開に踏み切つたのだというより、新

価ではなくて、戦後日本の国の外交としていろいろなことがありました。たとえば、サンフランシスコの平和条約の締結でありますとか、いろいろな外務省の所管の仕事がたくさんあったわけですね。その中で、私はアジアの主軸をなすと思っておりますけれども、日中の共同声明というものとはどれどりの立場にあるか、何番目くらいにあるか、あるいはそういうものの評価を外務省は一体どのようにお考えになっておられるのかということをお聞いしております。

○水野政府委員 御承知のように、これは私のような軽輩が評価を申し上げることが御納得いくかどうかかわかりませんが、戦後の政治史の中で、外交の歴史の中で、私は、サンフランシスコ平和条約の締結というものが、日本のまず新しい進路を占領下から解放された状態において進めたというふうにお考えしております。その次に大きな歴史的な事件は鳩山元総理の訪ソであり、さらに日米安保条約の二度にわたる締結、批准、これもまた大きな事件であらうと思っております。

さらに私は、そういう緊張時代の、いわゆる二極時代の世界政局の中から、だんだんと多極化する新情勢に入りまして、ベトナム戦争の停戦であるとか、あるいは、先ほど申し上げましたように、ニクソン大統領の訪中、訪ソというものが、日本の田中総理が中国を訪問されたということとは、先ほど申し上げましたサンフランシスコ平和条約の締結、鳩山総理の訪ソ、日米安保条約の締結に次ぐ大きな壮挙であらうというふうにお考えをしております。

○藤尾委員 そうすると、これは外務省の見解でなくてあなたの御見解も入っておると思っておりますけれども、日本の戦後の外交というもので、一番大きなものはサンフランシスコの平和条約である。二番目は、何か知りませんが日ソの国交の回復である。これは三番目だというふうな御見解ですか。

○水野政府委員 サンフランシスコ平和条約という画期的な事件の中に日米安保条約の締結という

ものを含めて考えれば、それに次ぐ画期的な事件であらうというふうには私は思っております。

○藤尾委員 そうすると、あなたのたたいまのお答えでは、今度は一段上がりまして、これはサンフランシスコ平和条約に次ぐ二番目の重大事件である、かようにお考えなんでしょうね。

○水野政府委員 私の申し上げたことが足りなかったかと思いますが、サンフランシスコ体制の確立というものに日米安保条約の締結というものを含めて考えますならば、鳩山総理の訪ソに次いで大きな外交的な成果であらうというふうには私は思っております。

○藤尾委員 あなたの御見解がたびたび変わりますので私はよく理解できませんけれども、二番目であったり三番目になったりするわけですが、それは議論はやめて、ともかくも、そうすると、二番目ないし三番目に位置する重大な壮挙、事件である、かように御評価になっておられるのですか。

○水野政府委員 さようでございませぬ。

○藤尾委員 そこで、あなた方は二番目、三番目という非常に大きな評価であるというお考えでございませぬけれども、しかし、これがいかに大きなあなた方の御評価でも、サンフランシスコ平和条約のほうが大きい、これは動きませぬ。

○水野政府委員 そのとおりでございませぬ。

○藤尾委員 非常にけっこうなお考えで、それは私どもの考え方、自由民主党の立憲の精神とびつ

たり合っておるわけでありませぬから、これについて私は、非常に安心をいたしましたということをお申し上げておきます。

そこで、そうなつてまいりましたときに、私どもの外交姿勢というものは、今日も今後も自由主義国家群との関係を濃密にしていくということをお基調として、そしてその他の案件といふものはそのラインに沿って展開をしていくんだというふうな姿勢であると、私どもは解釈してよろしゅうございませぬか。

○水野政府委員 そのとおりでございませぬ。

○藤尾委員 それでは、外務省御当局、政府のいまの立場というものが、大きな疑問を抱く必要がないという意味合いで、私も非常に安心をいたしました。

そこで今度は議論を進めてまいりますけれども、大体、日本の二十八年間という長い戦後の歴史の中で、ともかく一番目ではないけれども二番目か三番目かといわれるような重大な外交案件の処理というものが、条約という形で展開をされたか、これはいかなる理由に基づきますか。

○高島政府委員 藤尾先生すでに御承知のとおり、わが国と中国との戦後の関係は、日華平和条約によって最初新たに始まったわけであらう。この日華平和条約によって始まった日本と中国との関係が、昨年の九月二十九日の日中共同声明によってどのように変わったかという点でございませぬけれども、日本と中国との関係において、その中国を代表する政府を従来の中華民国政府から中華人民共和国政府に承認がえをするという方針に基づいて昨年日中共同声明をやったわけであらうと思っております。基本的には日華平和条約によって中国との間にすべて処理済みである、この前提に基づいてやったわけであらうと思っております。新たにまた法律関係を中国との間に締結し直すという事は不可能な状態にあったわけであらうと思っております。

その点は、先生先ほどから御質問ございましたように、わが国は、昨年の正常化交渉におきま

て、サンフランシスコ条約、それから日米安保条約のワケ内で日中間の新しい関係を開きたいという基本方針ののちとつてやったわけであらうと思っております。そういうことでは、少なくとも共同声明において法律関係を新たに設定するということはできない立場にあったわけであらうと思っております。

この共同声明の中にございませぬ若干の法律関係と申しますと、第二項の日本政府は中華人民共和国政府を中国の合法政府であることを承認するといふ点でございませぬけれども、これは、従来から御説明いたしておりましたとおり、政府の権限で処理し得る事項である、つまり行政権の範囲内で処理し得る事項であるということであらうと思っております。あらためて国会の御承認を求めなければならないという立場からできておりました、したがって、その第二項を除きましてほかの事項は、すべて政治的な事項、あるいは国連憲章等で定めた加盟国間の権限関係をさらに再確認をするという政治的な意思の表明ということにすぎないことであらうと思っております。いずれにいたしましても、日本と中国との間において新たに法律関係をこれによってつくり直したということではないというのが政府の立場でございませぬ。

○藤尾委員 ただいま専門の条約局長からお話があったわけでありませぬから、それはそれなりに法律的に成り立つ一つの見識である、かように私は考えるのでありますけれども、問題の展開があまりにも早く進み過ぎておる。もつと基本的なところ私どもはこの問題の議論をしていなければならぬ、私はかように考えるのでございませぬ。

いやしくも今度の日中共同声明というものが含んでおります内容、これはたくさんございませぬ。たとえば、いまの御答弁の中にもございませぬ。たに、日中両国間に存在しておる不正常的状態を終了するのであるとか、あるいは中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であると認めるとか、あるいはこれに付随をいたしますと、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとする主張を日本政府が十分理解し尊重し、ポツダム宣

張を日本政府が十分理解し尊重し、ポツダム宣

言第八項に基づく立場を堅持するとか、あるいは日中兩國は外交關係を樹立し、大使をすみやかに交換するとか、中華人民共和国政府は日本に対する戦争賠償の請求を放棄するとか、あるいは日中兩國は主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則を基礎に平和友好關係を樹立する。また、今後日中關係を國連憲章の原則に基づき平和的手段によって解決するとか、あるいは、日中兩國間の国交正常化は第三國に対するものでなく、また兩國はアジア・太平洋地域で覇権を求めず、覇権を確立しようとする他國の試みにも反対をするとか、平和友好關係を強固にするために平和友好條約の締結に合意するとか、あるいは人的往來の拡大を意圖しつつ、貿易、海運、航空、漁業などの協定を締結することに合意するとかいうような、この内容を見てみますと、これはただ単に、田中総理、大平外務大臣が北京に行つて、周恩来をはじめとする中國の當局者と話しをして、共同で聲明を發したという事で済む内容のものではない、私もそれはさういふように考えております。

これは、戦争の終結をはじめといたしまして、日中兩國間の基本的な關係を示す、いわば平和條約にもひとしい重要な合意が中に盛り込まれておる、かように考えるのでございまして、さういふ内容であればあるほど、あなた方の評価が高ければ高いほど、この問題は、昨年九月に締結をされて、やがて九月が来ようとしておる、一年になろうとしておるが、その間、これは共同聲明でございましてさういふほりつばなしにして、國家の最高機關であります国会がこれについて承認をされるかいないかというやうな意思決定をする機会が与えられていないかということが、はたして政治常識から考へて通るかどうか。法律論は別です。

さういふことを考へてみますと、もしかりに、これは聲明だから何も國會承認手続は一切要らないんだという、あなた方のいまとつておられる態度で何でもかんでも処理せられるとするならば、これは行政上の行為であるからといって押し切つ

ていけるとするならば、日本の國の方向を決定する重大な外交進路といったものが、國會と何も關係なく、國民と何も關係なく、一外務省、一大臣、一總理大臣の恣意で何でもやつていけるといふ前例をつくることになるのです。私は、その基本的な体制、態度、さういふものが、自由民主主義にのつとつて運営をせられておる私ども日本國の政治体制のあり方、立法体制のあり方、外交体制のあり方、さういふものから考へて、きわめて逸脱をした、非常に尊権が過ぎておる、いわばこれは一種のファッショ的やり方ではないかと私もが申し上げても、國民の諸君は別に、それはおかし、言い過ぎだといふことは考へられない内容を含んでおる、かように私は考へておるのでございまして、さういふ私の考へ方が間違ひなのかどうか、この点はどう思つておられますか。

○高島政府委員 繰り返すにようになります、私もかとも一回法律論につきまして御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、中國との間に戦後平和條約を締結いたしました事情もありまして、同じ中國との間に二度平和條約を締結するということは法律的に不可能なこととございまして、さういふ観点から、私も苦心いたしまして、このやうな形でもって日中間の正常化をなし遂げたわけとございまして。

いろいろ先生御指摘のとおり、この共同聲明自体の持つ政治的重要性は、私も十分に承知いたしました。ただし、政府といたしまして、形式論になるかも知れませんが、法律論的に申しますと、共同聲明の各項とも、どの項につきましても、國會の御承認を法律的に得なければならぬといふことではなくて、政府の権限で処理し得ることであるといふ御説明だけでは、全体的に申して、非常に重要な政治的な意味を持つた共同聲明であるという点につきましては、私も十分に了解いたしております。

○水野政府委員 私が補足させていただきますが、藤尾先生の御指摘のとおり、この共同聲明は日本の外交方針、あるいはさらに國運に関する非常に重大なことでありと思ひます。そしてそのことにつきましては、日中共同聲明の發出後、昨年の臨時國會あるいは通常國會におきまして、總理大臣の演説並びに外務大臣の外交演説の中で、この内容につきまして御説明を申し上げておりました。そして、もちろんそれだけで十分というわけではございませんが、この中に出てまいります、これから交渉しなければならぬ実務協定が幾つかございまして、その実務協定の一つ一つにつきましては國會の御審議をいたさう、さういふ手はずになつておるわけとございまして。

○藤尾委員 政務次官、あなたは外務大臣の代理として出てきておられる政治家です。よろしゅうございまして。条約局長が言つておられるやうな法律的な解釈、それは一方の解釈論として成り立つ。しかし、それに反対の法律論もあるわけですね。それはたくさんある。ここにございまして中央大學の法学部教授の藤原作太郎という方の法律論を見ましても、それは内容からいってそのやうに処理すべきものではないんだ、憲法第七十三條第三号によつてさういふものは國會の承認が手続上必要であるかと思つたやうな法律論も片方にある。さういふ問題なんです。

あなたは、その中で処理すべきと申すか、やれ貿易協定であるとか、航空協定であるとか、あるいは海運協定であるとか、漁業協定であるとかいふやうな、今後つくつていかれるやうな行政的な協定が國會で審議されなければ成立しないんだから、本家本元の、肝心かなめの共同宣言といふものが、別に法律論は法律論としてありますけれども、政治的に見て、さういふことが國會といふものが関与することなくかつてに発効していく、さういふ姿で日本の國の政治があらゆるところに進んでいったときに、われわれは過去いろいろなこととございまして。戦前、戦中を通じて私もいろいろな経験をしてきたわけでありま

すが、その際に議會といふものがほんとうの役割りを果たしてきたのか、あるいは行政といふものがそれを乗り越えて突つ走つたのか。そこに大きな力の力学的な關係が、非常に正常な民主主義的な帝國憲法といふものがあり方を乗り越えていって、さうして一つの道にまっしぐらに進んでいったんだ、その結果がやつての太平洋戦争であつたといふ経験をわれわれは持つておる。われわれはさういふものを踏まえて、今後の日本の平和的建設、世界の中における日本の地位の確定といふことをやつていかなければならない。そのときの意思決定をする基本的なものには國民です。日本國憲法ではっきり示されておる。にもかかわらず、行政が優先をしてもいい、これは法律的に國會にかけなくてもいいんだ、さういふ形式があるんだといふ見解があるからといつて、さういふ道をあなた方がお選びになつていかれるということが、日本の國の政治の將來、政治の大道といふものから見て正しいかといふことを、あなたがどのように判断しておられるか。

あなたは政治家です。外務大臣がどのように考へているんだ、總理大臣がどのように考へているんだといふことを、あなたは總理大臣並びに外務大臣にかつて國民にいま述べられんとしておられるわけです。よろしゅうございまして。これは國會の場です。速記をとつておる。國民はみんなこれを見るわけです。聞くわけです。さういふ立場であなたは後世に残る決意をこゝで御表明にならなければならぬ。わかりますね。協定は國會に御承認を願ふことになつておられますという態度で、あなたが、戦後の日本の政治史の中で、サンフランシスコ平和條約といふものに次いで大事だと思つておられます日中關係の基礎といふものが処理せられていいて考へておられるのか、あらためてお伺ひいたします。どうですか。

○水野政府委員 非常に重大なお話をいただきましたが、私が先ほど申し上げたことをもう一度申し上げますと、この共同聲明は非常に重要なこととございまして、この聲明の内容につきま

しては、総理大臣が施政演説、外務大臣が外交演説その他でいろいろな角度で御説明をしております。そしてこの共同声明が将来日本と中国との平和条約に発展するであろうという事は私どもは予測をしております。しかし現在、ちやうど日本とソビエトの国交回復のときと非常に形式が似ているわけでありませぬ。実務協定からだけでも、ともかく合意できるものを——御承知のように、中国はわれわれの住んでいる社会と社会体制が違わなければならない、実務協定からでも自主的に話し合いのつくものはまとめて御審議をいただいて、その進展いかんによって日中の平和友好条約というものを将来締結をして、国会の御審議を得て日中間の総まとめにしていくのが私どもの考えでございます。

○藤尾委員 あなたは大体私の質問の要旨を理解しておられないようです。政治家として、総理大臣があるいは外務大臣が国会で一回説明をいたしました、それでよろしい、それほどその中身は軽いものなんでしょうか。

あなたは、日本の国が戦後とってきた外交という、非常に大きな、大事な仕事の中で、これは二番目か三番目に位する、こういふような評価をなすっておられる。その内容について国会が審議する場が与えられていない、これは事実です。そうして法律的にも、一方において、これは共同声明という行政的行為であるから別に国会の承認は得なくてもいいんだというものの解釈がある。法律的解釈、もう一方には、しかしながらその内容というものは、少なくとも両国間の基本的な関係、そういうものを決定するといふ重大なものを含んでおるのだから、これは条約と同じに考えて、条約なんだというものを考え方で、このこと自体を国会の承認手続をとっていくのが至当ではないかという法律論もある。そういうときに、とにかく政治というものの過去、現在、未来、そういう長い長い日本の国の運命といふものを踏まえられて、そういう措置をおとりにすることがほんとうに政治的に正しいのだからどうかということをお私

は申し上げておる。そこに非常に懸念がある。へたをするとならぬ。可能性を持つておる。おそろしいことです。そういうことをあなたに政治家としてどう考えておられるかということが大事なんです。

いま一点、あなたの御見解の中に非常に重要な点が含まれておる。これは速記にとっちゃったのですから、あなたは速記を訂正されるより方法はなかりと私は思いますけれども、日中の共同声明といふものはやがては平和条約になるんではないかということをおっしゃった。ほんとうにそうなりませぬか。これは高島条約局長が、そうじゃありませんか。平和条約といふのは結ばないんではないかという見解を表明しておられた。明らかに、外務省のあなたと条約局長の答弁の中に、大きな大きな食い違いがある。これをどうされますか。だから私は、大臣が出ていらつしやい、総理大臣も出ていらつしやいということをおっしゃるわけです。

○水野政府委員 先ほど私の答弁の中に、平和条約と申し上げた点があつたかと思つてますが、それは平和友好条約といふつもりで申し上げたのであります。

いま藤尾先生のお話でございますが、先ほど条約局長が申し上げましたように、この共同宣言といふのは、政府の国会におはかりしなくともできる範囲の権限でやつたといふことは、外務省だけでなく内閣の法制局とも打ち合わせた上の法律的見解でございます。もちろん、この見解に反するといふ御見解も、学者の先生方にはあろうかと思つてますが、政府はその見解をとつてやつていくわけでございます。私は、そのやり方の方法以外に現在はないかと、こう思つておるわけでございます。そしてこの共同声明を将来発展させて日中の間の平和友好条約といふものに煮詰めていって、それをやがて国会におはかりを申し上げる。この方法が現在とられておるわけでございます。私、私はこれに疑念を持つておりませぬ。

○藤尾委員 あなたの御答弁は非常に次元が低い。私が申し上げておるのはそんな法律的な

法律論はいろいろありませぬ。法律論を無視して政治的判断をするといふことはなかなかできない。ですから法律論は、その限りにおいて、その根拠をなすといふ意味合いで重要なんです。しかし、私どもにとつて大事なのは、法律の解釈ではなくて政治的な決断なんです。よろしゅうございませぬか。戦前から戦後を通じて、幾多のわれわれの先輩が大きなあやまちをやつてこられた。そのときそのときは、それぞれちゃんとした政治的理由があり行政的理由があつたのです。よろしゅうございませぬ。にもかかわらず日本の進路が非常に大きなカーブをしてしまつた、軌道をそれていったという事実を、私どもは認めなければならぬ。あなたが言つておられるような見解、それは私に言わせれば役人のような見解です。

だからあなたは、ほんとうに政治的な立場、政治家として、こうすることが日本の将来にも過去に對しても恥ずかしいんだ、これで一点の間違ひもない、それが歴史的ないろいろなあとから批判を受けるに足るんだ、国民にもそれを申し上げていいといふお考えなら、なぜそれを当初において、もう一年にならうとしておるの間に、国会におかけになつて堂々と審議をお受けにならないのですか。大きな政治的な大道といふものを避けて、裏道のほうをずっと通り抜けていこうといふあなた方の政治的な姿勢、その中に非常なあふない不純なものがあるといふことを私は申し上げておるわけなんです。よろしゅうございませぬ。

それから、いま一点お伺ひいたしたいけれども、あなたは冒頭に、私が申し上げたのは平和友好条約でございます、平和条約じゃございませぬと言われたけれども、これは速記を通じ、やがて中共にもいくのですよ。北京にそのとおりあなたの見解はいくのです。そうすると、北京へいつて周恩来があなたのお答弁を聞いて、日本政府というやつは平和条約といふものをつくる意思はないんだ、平和友好条約といふものは平和条約とまるつきり違つたものなんだ、このように考えら

れるといふ可能性を持つておられますけれども、それでもよろしいんです、あなたは、よろしゅうございませぬ。その点はあらためて確認をいたします。明確に言つてくだされ。

○水野政府委員 先ほど申し上げたとおりでございます。それから藤尾先生から、このやり方は非常にフアッシュ的であるといふような御指摘、おしかりを受けましたけれども、私はさういふには考へておりませぬ。日本と中国との間に結ばれた、昨年の総理の訪中の際の共同声明の内容、その後手続につぎまして、フアッシュ的である、独断であるといふようなおしかりがございませぬけれども、私は決してそういうふうには考へておりませぬ。

○藤尾委員 私は別にここであなたと議論をする考へはない。それだけのものが記録に残りましたから、それでよろしいわけなんです。その政治的見識といふものは歴史がこれを示すんです。よろしゅうございませぬ。ですから、あなたが言つておられたことと私の言つておることは、明確に記録に残つておられますから、後世、こういふことをお説みになられる、勉強せられる方がこれを考へられて、どつちの見解がより正しく政治的に見て間違ひがないのかといふことを判断せられるのですから、私はあらためてここであなたと議論を繰り返したくない。無用の議論である、かように考へます。

しかし、あらためてお伺ひいたしますが、平和友好条約であつて平和条約でないとなつたのはおっしゃつた。そうすると、何のたに友好条約に平和といふ字をつけたのですか。そこに非常なあなたの方の態度の不明確さ、悪いことばで言はばごまかし、そういうものにおいご感ぜられてしかたがない。平和友好条約なんといふまじらわしいことばを使うものじゃない。平和条約をおつくりになる気持ちには全然ありません、だから友好条約をこの次につくりましようといふことを表明されたらいいのであつて、そこに平和友好条約といふようなまじらわしいことばを

お使いになった。これにはこれだけの理由があるはずだ。私はその点を考えましたときに、世の中に、平和友好条約という、どっちにウエートがあるのか、知りません、平和にあるのか、友好にあるのか、そういうことを詰めていくのが私どもの国民的な課題なんです。そういう点もあわせてお考えになって——法律論は別です。政治的にお考えになって、なぜ平和友好条約という平和がついてるんだ。あなたのお考えはどうですか。

○高島政府委員 この問題、実は法律的に多少関係がございますので、私から先に答弁させていただきます。

先生御承知のとおり、平和条約と申しますのは、戦争のあと始末をつける条約、つまり戦後処理の条約でございます。まず第一番に戦争状態を終了する、それから領土の問題を解決する、それからいろいろ賠償問題を処理する、主としてそういう項目を盛り込んだのが平和条約という名前のものでございます。これに對しまして、共同声明第八項にございまして、平和友好条約、この平和は、いわゆる平和条約の平和とは全く違ひまして、平和的、友好的関係を設定する条約ということでございます。これは国際間にも先例がございまして、戦争と全く関係なしに、二国間で平和友好関係を設定するための条約をつくるという例は過去にもございまして、共同声明第八項でわれわれが意図しましたことは、まさにそういう将来の日中間の関係を保持して、いこうといたしております。そういう点は完全な合意がございまして、ぜひ御了解いただきたいと思ひます。

○藤尾委員 そこでまた重大な問題が出てまいりました。いま条約局長のお考えによりますと、平和友好条約と第八項に規定されておられるけれども、それは平和条約的な処理は一切含まないんだ、これは友好条約なんだ、友好条約の友好の上に修辭語として、平和的という意味で平和という字がくっついてるんだ、こういうことなんですか。そうすると、あなたがさっき言われた日中共同声明

明というものがやがては平和友好条約に変わっていくんだという認識は、これはまるつきり誤りだ、内容がまるつきり違つておる、こういうことになりませんか。あなたはおわかりになっておられるんですか。どうですか。

○水野政府委員 高島条約局長の答弁がありましたけれども、私はこの共同声明を踏まえて、この内容も含めて将来平和友好条約を結んでいく、そういうふうな理解をしております。

○藤尾委員 そうしますと、そこですますます問題がおもしくくなつてきて、あなた方は非常にお困りになることになる。そうすると、あなたが言っておられることがほんとうだとすれば、将来結ばれるであろう日中の平和友好条約の中に、領土とあるいは賠償とかというふうな戦争終結に関する内容が、そのまま持ち込まれるとあなたはおっしゃるのですか。

○水野政府委員 必ずしもそういうことではございません。

○藤尾委員 あなた、そういうごまかした、ひょろひょろした答弁をしておられたのでは、私ども非常に迷惑をする。そうじゃないんです。平和条約といふものは、いま条約局長が言われましたように、これは明らかに戦争のあと始末ということに目的なんです。でございまして、戦争状態の終結であるとか、賠償問題であるとか、領土問題であるとかということがうたわれるわけなんです。よろしゅうございまして、それが平和条約なんです。この共同声明は、全面的な戦争終結に関する問題かいかというところはこれからの論議でございまして、そういうものを含んでおられる内容になっておる。それをあなたは、将来、第八項に基づく日中の平和友好条約に持ち込むというところを、いま二度も三度もおっしゃった。

そういうことになると、非常に重大な問題が出てくるのは、日本と中国との平和関係、戦争のあと始末をきめた条約といふものは一体何なんだというところに関連してくるのです。よろしゅうございまして、高島条約局長の御答弁をそのまま私ども

もがふえんをして伺いますと、ほんとうを言っていると、これは日本と中華民国との間の平和条約です。その間で日本と中国との戦争の終結に関する処理はできておるんだ、それが条約局長の御判断です。法律的な見解です。ですから、いままさら平和条約といふものは中華人民共和国との間に必要がないんだ、こうおっしゃっておるわけですか。

あなたの答弁はまるつきり逆で、この戦争終結をうたつたような重大な日中共同声明というものを、やがてこれを日中の平和友好条約にしていくんだから、もう一べんその平和友好条約といふものの中で、戦争の終結をいたします、平和条約を二度結ぶのです、こういう意味なんです。

○水野政府委員 私は、そういう意味で申し上げたのではなくて、いま藤尾先生御指摘のとおり、日本と中国——中華民国だけではございませんが、中国との戦争の終結問題については、いま御指摘のとおり、日華平和条約で規定をされておりますその方針で戦後の日本と中国との関係は来たわけでございますが、この共同声明によつて、日本と中華民国との関係というものが切れて、これから新しい承認をいたしました日本と中華人民共和国との関係が生まれるわけでございます。その際にもう一度平和条約を結ばなきゃいけないという意味で私は申し上げたのではなくて、そういうことを踏まえて、この共同声明に、これから出発する日本と中華人民共和国との諸関係と、これま

での日華平和条約を否定しないで、それを踏まえた上の関係をちやうどつなぐやうつがいます。いかな形になつておると私は思ふわけでございますが、そういう意味で、この内容を踏まえて、これから日本と中華人民共和国との平和友好条約を結んでいくんだ、こういうふうな申し上げたわけでございます。ことばが足りなかつたかすれば、これはお許しをいただきたいと思ひます。

○藤尾委員 これはことばの問題じゃないのです。これは判断の問題、姿勢の問題です。ですから、私が最初から申し上げておる通りに、政治家としてお考えになつて、これは中共も聞いておる

し、あるいは全世界が全部聞いておるんだから、そのおつもりでお答えになりなさいよということをお申し上げておるのです。ことばの上の問題じゃない。だから、その間をする逃げて回ろうたつて、逃げて回れない、こいつは。そういう内容を含んでおる。

そこで、あなたとまたこの議論をやつたら一日かかります。まことに委員会の皆さん方に非常に御迷惑でございます。基本的な問題ではございませぬけれども、この問題は三日も四日もかけてやるのがほんとうでしよ。しかしながら、あなたを相手にこいつを一日中やつておるわけにはいきませぬから、これはこいつの問題があるというところを記録に残したままで、このところとはにか一応問題を将来に預けましよう。

そこで、先ほどからあなた方は、中国、中国とおっしゃつておられる。中国という国はあるのですか、一体。

○吉田(健)政府委員 中国という中国民族を中心にしてでき上がったおる国家体制というものはあつたわけでございますが、地理的な概念というふうにも中国はとれますし、また場合によつては、これは国家としての中国。ただ、政府という形になりますと、具体的に歴史的には、中華人民共和国政府とか、中華民国政府とか、そういう形になつて出てきておる、こういうことでございます。

○藤尾委員 あなたも、またまた、ばかばかしい、あいまいなことをおっしゃる。中国という国は昔からあつたのだとあなたは言われました。な。そうすると中国という国は、一体いつごろからあつて、一体その領土は、どのような領土が中国という領土で確定をされたものか。その中国という主権のもとに包含をされておる国民といふものは、一体どこからどこまでが中国の国民であつたのだという証拠はありますか。中国という国があつたことありますか、伺いたい。

○吉田(健)政府委員 私、申しましたのは、国家といふものは生きものであるから、そのとき々のいろいろな情勢で、人数がふえたり、場所が

減つたりふえたりする、こういう事実はあろうと思ひますが、一般的に中国は、歴史的に見ますと、いろいろな名称を使つた王朝なり政府ができておりましたが、これを中国民族を中心にして一つの国家体制をつくつてきておつたという意味で、一般的、常識的に中国といふふうにならわれ考へられる国がある。これが何年までさかのぼつて、いつの時点でどうであつたかといふことは、歴史的にいろいろ詳細に見なければならぬ問題であらうかと、一般の常識論として申し上げた次第でございます。

○藤尾委員 重大な法律的問題を含んだこの問題を論議しておるときに、一般的に見て、常識的に見て中国といふのはそのよきなものをしゅうございますというよきなことで、あなた通りですか。いま現在私どもが、あなたが言つておられる中国といふものの中へこれだけの——一体、正式な国名は、何と何と何という国があるのか。それを言つてごらん下さい。

○吉田(健)政府委員 現在の状況で見ますと、いわゆる中国大陸のほうの中華人民共和国政府も、台湾は自分の領土であり中国は一つであるということをおっしゃいます。また台湾のほうにありませぬ政權も、中国大陸を含めまして中華民国と称して、これが中国は一つであることを主張しておられるわけでございます。その意味では、どちらでも中国、そしてそれは一つである、そういう考へ方が出ている。体制といたしましては、北京に中華人民共和国政府があり、台湾に中華民国という政權が存在しているという姿であらうか、かように考へるわけでございます。

○藤尾委員 あなたはもう少しまじめにお考へにならなければいけない。いま三つあるのです、中国の中に国は、中華人民共和国も中国と称しておる。あなたがおっしゃつたとおりの、台湾にありませぬ中華民国も中国と言つておる。そのほかにモンゴル人民共和国という国がある。これは一体どこなんでしょうか。中国じゃないのですか。中国なんですか。

○吉田(健)政府委員 モンゴル人民共和国は、實際的には、モンゴル人民共和国という独立国として、一つの国家として中国とは別に存在しておるものと現時点では考へられておるわけでありませぬ。

○藤尾委員 あなたの言つておられる中国といふのは地名なんです。その地名の中に、あなたが言つておられる地名的概念の中に、中華人民共和国が持つておる広い広い領土がある。また台湾にありませぬ国民政府は、自分も中国と言つておるから、台湾も中国なんだろう。またモンゴルも、これはあなたの言つておられるような一般的な、常識的な地名からいへば、これは中国なんです。その中に入る。三つあるのです。あなたは二つだとおっしゃる。だからこの中国といふのは少なくとも国名じゃない。国じゃないのです。あなたの方のおっしゃつておられる中国といふのは、これは国家です。厳然と、だれが考へてもふしぎのないように、ことばを使い分けられておられなければ困る。これは中華人民共和国でございます、これは中華民国でございます、これはモンゴル人民共和国でございます、使い分けをしてもらわなければ困る。一般に中国といふ地名をもつて通るときと通らぬときがある。この場合は通らないのです。外務当局が、こういつたことを、あまりわれわれがものを知らぬからといって、ごまかし通らうというよきな態度はきわめてよろしくない。もっとまじめにお考へを願ひたい。

○藤尾委員 内容の問題に入らざるを得ませぬから、内容の問題に入ります。ここにたくさん問題が含まれておるわけですが、その中共同声明といふものの中には、先ほども、その間にいささかそのことばの言及が出てきたわけでございますけれども、先ほども私が申し上げましたように、九つの内容がこの共同声明の中に大体盛り込まれておる。これは私の不敏のいたすところで九つしかないと言ひましたけれども、あ

るいはもつとあるかもしれない。しかしその中には、非常に重大な戦争のあと始末に関する部分、これがあつたわけですね。よろしゅうございませぬか。たとえば戦争状態の終結、賠償問題あるいは領土問題、こういう問題について、あなた方は中国、中国とおっしゃる。しかし、この問題を語つてまいりますと、これは、そういつた中国といふよきな一般的な通称、地名で通つていけぬ場合が出てくる。そこに相互間に非常な矛盾した問題が含まれておる。私はそう思ひますけれども、あなた方はどう思つておられますか。

○高島政府委員 法律的な点につきまして御説明いたしますが、共同声明の中で戦争状態の終了という法律的事項を含んでおる、これはすなわち戦後処理の問題だと先生おっしゃいましたけれども、私、先ほど申しましたとおり、日中間の戦争状態は、従来政府がたびたび申し出ておりました。したがって、日華平和条約によって終わつておりました。したがって、この日中共同声明によって、また別に日中間の戦争状態を法的に終了したということではございませぬ。そのために表現に非常に苦心いたしました。共同声明第一項にあるような表現になつたわけでございます。これは決して法律的な意味の表現ではございませぬ。

○藤尾委員 そう言つてあやまられてしまいます。私は非常に困るので、かみついてきてもらわなければ困るのです。たとえば賠償の問題といふよきな問題も、日中共同声明の中に入つておるわけですね。明確に入つておる。そうすると、一体、日華平和条約の中で定められた賠償の問題、これは、あなた方が言われる中国との間で、日本と中国との間で、戦後処理といたしましての賠償の問題は片づいておるのだ、こういうことになつておる。その片づいておる問題をなせここであらためて日中共同声明の中に取り上げて規定しなければならぬのか、どう考へてみたつておかしいでせう。国民は理解できませんよ。そういつたところの矛盾をどのようにお考へになつておられますか。時間がどんどん経過していきますから、こ

れから延々とやつていけば、きょう一日で済むか済まぬかわからぬ、一つ一つ詰めていくと。そういつたことも含めて、ひとつ国民に——私に——通じませんから。どのように考へておるかといふことをお考へをいたしたい。

○高島政府委員 この点も、実は共同声明の作成にあたりましていへん苦勞したところでございます。わがほうといたしましては、日中間の賠償問題を含めましてすべて法的に処理済みであるという立場で交渉いたしました。こういう政治的な表現になつたわけでございます。ここに書いてございませぬとおっしゃる先生が賠償請求権を放棄したとおっしゃつておられましたけれども、そうではなくて、戦争賠償の請求を放棄するといふ、法律的な表現でない表現で処理したということでございます。

○藤尾委員 そこで、そんなことはどうでもいいことですが、これはあなた方が非常に苦勞なすつたといふ話を聞いているだけの話で、何の説得力もない。そうすると、政治的に見て、日本と中国との間にあつた非常な不幸な長い間の戦争、そういうものを終結して、賠償はもういただきませぬ、賠償はもうございませぬ、領土の問題はこうやつて片づけませう、戦争状態は終結をいたしましたよと日本との間にきめてくれたのは、中華民国ですか。あるいは中華人民共和国ですか。どつちですか。

○高島政府委員 これも先ほど申しましたとおり、日華平和条約によってその問題はすべて処理済みであるという立場で昨年の日中正常化をやつたといふのが、私どもの立場でございます。○藤尾委員 水野政務次官、いまお聞きのとおりです。そうすると、日本の立場とすれば、長い間の中国との間の不幸な戦争、それによつて与へたいろいろな戦争被害といふよきなものも含めて、この戦後処理といふものを解決してくれたいのは、現在、台湾にある蔣介石総統の率いる国民政府であるといふことが、いま条約局長の口から明

らなれば、きょう一日で済むか済まぬかわからぬ、一つ一つ詰めていくと。そういつたことも含めて、ひとつ国民に——私に——通じませんから。どのように考へておるかといふことをお考へをいたしたい。

らかにした。よろしゅうございますね。(水野政府委員「けつこうです」と呼ぶ)これはあらためて記録に残すのだから、私語はいけません。

○水野政府委員 日華平和条約によって戦争処理のあと始末の諸規定がで上がったということ、私は、私もそう思っております。

○藤尾委員 そうすると中華人民共和国は、この戦争の処理の問題について私どもには何もしてくれなかったことになる。この共同声明は一体何ですか。どうお考えです。

○水野政府委員 これは法律的な問題ではございませんが、中華人民共和国は、日本に対しては自分たちの正統性を主張しておりましたけれども、その中で、やはりそれだけに、領土問題であり賠償問題というものを考えておいたわけであり、たゞせば、この賠償請求を放棄するということ、向こう側が一方的に言ったことでもありますが、中華人民共和国が今後そういう問題を持ち出さないということの約束には、私はなろうかと思っております。そう、いう意味で価値がある、私はこういふふうに見ております。

○藤尾委員 あなたは法律的な立場でものを言っておくたさいよ。ばかかなことをおっしゃっていただいてもいいですか。先ほど言われたように、日本と中国との戦争の諸関係は日華平和条約できめられておるわけです。それで全部パーなんです。済んでおるのです。あとで請求権が残るとか残らぬとか、よけいなことだ、そんなことは、そういうものは何の意味もない。何の意味もない、内容のないことをここに羅列してあるだけにすぎない。こういうことなんです。私はそう思っておりますけれども、あなたは違ふと思いませんか。

○水野政府委員 この共同声明自体が、日本がそういう立場をとってきたという、日本と中華民国とが日華条約によって規定されて戦争処理の問題が済んできたということ、これは別の表現で中華人民共和国に認めさせた、私はこういう結果であらうと思つて評価しております。

○藤尾委員 そうすると、きまつておるものを中華人民共和国が認めてくれたから、それはそれなりに非常に大きな意味を持つておるのである、こういう評価ですね。

○水野政府委員 さういふでございます。

○藤尾委員 まあ、それでよろしゅうございませぬ。この問題でもなお議論をすれば切りがございませぬから、議論はやめておきます。

そこで、この中にございませぬ領土の問題、日中共同声明の第三項です。ここには「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づき立場を堅持する」ということになって、台湾はここで言つておる中華人民共和国の領土の一部であるということをあなた方は認めになったんだ。私のその理解に間違いはないかあるか、その点をお答えいたしたい。

○水野政府委員 藤尾先生のお話とちよつと違ふのでありますが、中華人民共和国が主張しているのは、台湾は中華人民共和国の領土の一部である、こう言つておるわけです。日本政府はその言つておることを理解もしたし尊重もいたしますが、日本のこの立場は、ポツダム宣言第八項に基づいて台湾に対する領土権というものを放棄したわけでありませぬから、そちらで御解決を願いたい、こういう態度をとつておるわけでございます。

○藤尾委員 あなたとそんな議論をしたくないけれども、そういうことを言われるから言わざるを得ない。中華人民共和国側が言つておる復交三原則というのは何と何と何ですか。

○吉田(健)政府委員 国交正常化前に中国側で言つておりました復交三原則というの、北京政府が唯一正統の政府であるということ、北京政府が自分の領土であるということ、これを認めろ、それから日華平和条約は無効、不当であるからこれを廃棄しろ、この三つのことであるかと思つておる。

○藤尾委員 そうすると、この日中共同声明をおつくりになられた政府の姿勢、そつちのものは、中では、一体たたいま言われなりました中華人民共和国側の復交三原則というものを認めておるのであるか。認めないのですか。

○水野政府委員 その第一項である中華人民共和国は中国の正統政府であるという点は認めておりますが、あとの二項は十分に認めておりませぬ。

○藤尾委員 そうすると、日本国は中華人民共和国のいわゆる復交三原則というものを認めてないということ、あなたは明確に言い切られるのですか。

○水野政府委員 第一項以外は完全に認めていないということでございます。

○藤尾委員 それは政府の見解として受け取つてよろしゅうございませぬ。あなたの見解じゃありませんよ。

○水野政府委員 けつこうでございます。

○高島政府委員 ちよつと補足させていただきます。

この辺のところは非常にむずかしい問題でございます。共同声明の前文にもございませぬと、おつち「日本側は、中華人民共和国政府が提起した復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるといふ見解を再確認する」ということを日本側が申しておりませぬ、この立場から共同声明に述べられた各項目が規定されておるといふこと、また、まず第一番の中国側の承認、この点につきましては、ただいま政務次官がおっしゃつたとおり、完全に日本は中国側の立場に同意しているわけでございます。ただし、第二原則でありますところの台湾の主権に関する主張につきましては、第三項に書いてあるとおりでございませぬ、両方の立場が並記されておる。もし、ただいま政務次官がおっしゃつたとおり、完全に同意しているのであれば並記する必要はなかつたわけでございます、そつちの点におきまして若干のニュアンスの差があるという点を御理解いただきたいと思います。

それから日華平和条約につきましては、共同声明の文言の中には出てまいりませぬ。これは共同声明の発出の日には大平外務大臣から口頭によって失効する旨を宣言をいたしておりましたけれども、この点につきましては、当初から無効であるから廃棄すべきであるという立場には、わがほうは完全には同意いたしておらない次第でございます。

○藤尾委員 いろいろ回り持った話で、むずかしいところが多々ありますから、これはもつと詰めて議論をしてみなければいけないわけでございます。御調印になったあと、昨年の九月二十九日の記者会見で明らかになった共同声明に関する政府見解というものがあつた。その中にこの第三項をめぐりまして日本政府の意思が述べられておるわけでありませぬ。台湾問題に関する日本政府の立場は、第三項に明らかになつておるわけでありませぬ。カイロ宣言において、台湾は、中国に返還されること、これを受けたポツダム宣言(具体的には「カイロ宣言の条項は履行せられるべく」とした第八項)をわが国が受諾した経緯に照らせば、政府がポツダム宣言に基づき立場を堅持するといふのは当然のことでありませぬ。第五項に明らかになつておる中華人民共和国政府の「云々」といふ賠償放棄の項に移つていくわけでありませぬけれども、ここで、先ほど条約局長が言われた並記してあるということ、これは実は非常に重大な意味を持つておるわけですね。これはあなたも言われた。それは向こうが言つておるのであつて云々といふことなわけですが、この第三項にも明確に書いてありますように、向こう側は「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」。そして日本国政府はそれに対して、「この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づき立場を堅持する」と書いてある。これは理解するのはいいでしょうね。理解するんだから、ああ、さうですかということなわけですか。

○藤尾委員 そうすると、この日中共同声明をおつくりになられた政府の姿勢、そつちのものは、中では、一体たたいま言われなりました中華人民共和国側の復交三原則というものを認めておるのであるか。認めないのですか。

○水野政府委員 その第一項である中華人民共和国は中国の正統政府であるという点は認めておりますが、あとの二項は十分に認めておりませぬ。

○藤尾委員 そうすると、日本国は中華人民共和国のいわゆる復交三原則というものを認めてないということ、あなたは明確に言い切られるのですか。

○水野政府委員 第一項以外は完全に認めていないということでございます。

○藤尾委員 それは政府の見解として受け取つてよろしゅうございませぬ。あなたの見解じゃありませんよ。

○水野政府委員 けつこうでございます。

○高島政府委員 ちよつと補足させていただきます。

○藤尾委員 そうすると、きまつておるものを中華人民共和国が認めてくれたから、それはそれなりに非常に大きな意味を持つておるのである、こういう評価ですね。

○水野政府委員 さういふでございます。

○藤尾委員 まあ、それでよろしゅうございませぬ。この問題でもなお議論をすれば切りがございませぬから、議論はやめておきます。

そこで、この中にございませぬ領土の問題、日中共同声明の第三項です。ここには「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づき立場を堅持する」ということになって、台湾はここで言つておる中華人民共和国の領土の一部であるということをあなた方は認めになったんだ。私のその理解に間違いはないかあるか、その点をお答えいたしたい。

○水野政府委員 藤尾先生のお話とちよつと違ふのでありますが、中華人民共和国が主張しているのは、台湾は中華人民共和国の領土の一部である、こう言つておるわけです。日本政府はその言つておることを理解もしたし尊重もいたしますが、日本のこの立場は、ポツダム宣言第八項に基づいて台湾に対する領土権というものを放棄したわけでありませぬから、そちらで御解決を願いたい、こういう態度をとつておるわけでございます。

○藤尾委員 あなたとそんな議論をしたくないけれども、そういうことを言われるから言わざるを得ない。中華人民共和国側が言つておる復交三原則というのは何と何と何ですか。

○吉田(健)政府委員 国交正常化前に中国側で言つておりました復交三原則というの、北京政府が唯一正統の政府であるということ、北京政府が自分の領土であるということ、これを認めろ、それから日華平和条約は無効、不当であるからこれを廃棄しろ、この三つのことであるかと思つておる。

○藤尾委員 そうすると、この日中共同声明をおつくりになられた政府の姿勢、そつちのものは、中では、一体たたいま言われなりました中華人民共和国側の復交三原則というものを認めておるのであるか。認めないのですか。

○水野政府委員 その第一項である中華人民共和国は中国の正統政府であるという点は認めておりますが、あとの二項は十分に認めておりませぬ。

○藤尾委員 そうすると、日本国は中華人民共和国のいわゆる復交三原則というものを認めてないということ、あなたは明確に言い切られるのですか。

○水野政府委員 第一項以外は完全に認めていないということでございます。

○藤尾委員 それは政府の見解として受け取つてよろしゅうございませぬ。あなたの見解じゃありませんよ。

○水野政府委員 けつこうでございます。

○高島政府委員 ちよつと補足させていただきます。

この辺のところは非常にむずかしい問題でございます。共同声明の前文にもございませぬと、おつち「日本側は、中華人民共和国政府が提起した復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるといふ見解を再確認する」ということを日本側が申しておりませぬ、この立場から共同声明に述べられた各項目が規定されておるといふこと、また、まず第一番の中国側の承認、この点につきましては、ただいま政務次官がおっしゃつたとおり、完全に日本は中国側の立場に同意しているわけでございます。ただし、第二原則でありますところの台湾の主権に関する主張につきましては、第三項に書いてあるとおりでございませぬ、両方の立場が並記されておる。もし、ただいま政務次官がおっしゃつたとおり、完全に同意しているのであれば並記する必要はなかつたわけでございます、そつちの点におきまして若干のニュアンスの差があるという点を御理解いただきたいと思います。

尊重するということばが入っている。この尊重するということばの持つておる中身、これはどういうことなのですか。

○吉田(總)政府委員 これは第三項の最初に、中華人民共和国政府は、台湾が不可分の領土の一部だということを先方の意見として述べておるわけでございますが、サンフランシスコ平和条約でわが国が台湾に対する領土権を放棄したわけでございます。だれのものであるかということばはあれこれといたしまして、また同時に、先ほど先生御指摘の「カイロ宣言、ポツダム宣言で、台湾は将来中国に返還されるべきもの」というような規定があるという事実を踏まえて、現に、いままでは台湾のほうでは、中国大陸全部を含めまして中国は一つで、これが全部中国という領土であるという主張もあつたわけでございますから、そういう一観点から、そういう事情を理解し、尊重していくということでありまして、また、この同じような文が、中国とその他の国々、いままで外交を回復いたしました国々の間に使われておるといふ先例も多々ございますという事を御参考までに申し上げておきます。

○藤尾委員 あなたはいま、私が聞きませぬのに、先の問題まで踏み込まれて御答弁になられた。ポツダム宣言でわれわれは領土権を放棄しておるのだ、そこまでは日本国のやっておる権限であつて、それから先はわがらぬのだ。ただ、向こうがそう言つておるから、そう言つておることを尊重したのだ、こういう趣旨のことでございますけれども、それはそれでいいでしょう。しかしそこで重大な問題が出てくる。一体領土とは何ですか。

○高島政府委員 一般に領土と申しますのは、国家の一つの構成要件といたしまして、主権、国民、それから領土、そういう三要素の要素の一つとしての部分をなしております。その部分に對しまして通常は施政権が当然及んでいなければならぬわけでございますけれども、施政権が現実

に及んでいかどうかという点は、領有権という問題とは必ずしも一致しないケースがございます。現に日本につきましては、そういうケースは北方領土についてあるわけでございます。わがほうは、北方領土は領土であると思つて、そういう立場でございますけれども、現実の施政権は及んでない、こういう不幸な事例がございますけれども、原則としては、当然領土という場合にはその政府の施政権が及ぶ、そういう地域をさしておられます。

○藤尾委員 そこで、重大な問題が二つ出てまいります。一つは、つまり私どもは権限がない、放棄した。そしてサンフランシスコ条約のあとでつくりました日華平和条約におきまして、これを中華民國の領土であるということを含めたわけです。その平和条約は昨年九月まで生きておつた。そしてその精神は今日もなお生きておる。そういう台湾という、私どもが放棄をして、私どもは何の権限もない、どこかへ行つてどこものかさつぱりわからぬ。私どもの立場から言へば、それは日華平和条約で、こいつは中華民國のものでございますというにきまつた。しかもそこには、中華人民共和國の主権というものはかつて一回も及んだことはない。そこには、國家の成立の必要要件である國家主権は、中華民國という國家主権が存在をし、政府があり、そしてそこに一千五百万の國民がある。台湾、澎湖島、金門、馬祖という領土もその中にある。一体この國とよその國、外國、その外國にある私どもが、かつて持つておつたけれども放棄したその領土はわが人のものです。そいつを片一方から片一方に所有権を移転する、そういう権限が日本の國にありますか。それから、一体、中華民國という國を、現在あなた方は存在をしておる國であると認めておられるのかどうか。この二つの問題があります。条約局長がうすうすしていただけます。これは政治の重要な問題であります。あなたが答えていただけるのならお答えてください。

○高島政府委員 先生の第一の質問につきまして、前提に多少誤解があり得るよう存じますので、ちょっと説明させていただきます。日華平和条約の第二条では、桑港条約第二条に基づきまして台湾を放棄したという事をただ再確認したというだけでございます。その台湾の主権が中華民國に及ぶという事を日華条約によつて認めたとあることにはございせん。ただ、桑港条約第二条にあるとおり、要するに日本が放棄したという事を日華条約でもう一回再確認したということだけでございせん。

○藤尾委員 そのあとは、質問に御答弁いただきたい。

○高島政府委員 第二問のほうでございますけれども、これは各々それぞれ、政府を承認するということとはそれぞれ政府がやっております。中國につきましてもそのとおり。ある國は中華民國を承認し、ある國は中華人民共和國を承認するということ関係にございまして、日本といつたしましては、去年九月二十九日に中華人民共和國政府を承認しているわけでございます。日本政府としては、中華民國というものが法的に存在するということを言ひ得る立場にございせん。この点はぜひ御理解をいただきたいと思ひます。ただし、先ほど申しましたとおり、世界のうちには、アメリカをはじめかなりの國が中華民國政府を承認しておるといふ事実がございまして、この國々にとりましては、中華人民共和國政府というものは法的に存在しない。ちょうど日本と逆の関係になつておるといふことは事実でございます。

○藤尾委員 いま法律的な解釈はいいのです。私が言つておるのは、要するに政治的な評価と見解なのであつて、一体、政府あるいは外務省は、あなたはその点をどうにお考えになつておられますか。

○水野政府委員 台湾に現在中華民國政府というものがあつたことは、これは一つの事実でございますが、日本政府は北京にある中華人民共和

國政府を正統政府として認めておるといふ関係でありまして、しかし台湾に一つの政權があつて北京の勢力の及ばない範圍であるということも認識はしているわけでありまして、そこにいろいろの人的な交流もある。またこれはやむを得ないということば、昨年の共同声明の発表以後に現実になつておることであります。

○藤尾委員 そういろいろいふかげんな話じゃなくて、台湾にある中華民國というのは國ですか、これは、どうですか。

○水野政府委員 日本政府にとつては承認をしていない國であります。

○藤尾委員 承認していようと承認してまいと、これは國なんです。そんなことは関係ない。厳然と存在しているこれは國家である。主權もある。領土もある。國民もある。千五百万の國民といへば、世界に今日存在している百四十の國の中で、おそらく半ば以上の國でしよう。そういう國が現にあつて、あなた方も、そこに國があるということは、これはほんとうに知つておられる。その國との間に平和条約結んだのですから、知らぬとは言わさぬ。その台湾といふのはどの領土ですか。國がそこにある。台湾、澎湖島、金門、馬祖、これはどの領土ですか。

○水野政府委員 日本と中國の非常にむずかしい關係の一つでございますけれども、台湾の領土權については、中華人民共和國は自分のところだと主張している。なるほどあなたのおっしゃることは理解はいたします。しかし日本はポツダム宣言に基づいて發言権がございせん、こういう立場にあるわけでございます。

○藤尾委員 よくわからぬことをおっしゃるけれども、一体、現実には、いまの台湾、澎湖島、金門、馬祖といふのは中華人民共和國の領土なんです。それとも中華民國の領土なんです。それともその第三の立場があるのですか。どうですか。

○水野政府委員 中華人民共和國政府は、あそこは自分の領土だと、こう言つておられるけれども勢力



は及ばない。台湾にある、日本は承認していない  
中華民國の現に勢力の及んでいないところである、  
こういふふうに見ておるわけでありませぬ。

○藤尾委員 そうすると、事実問題として、台  
湾、澎湖島、金門、馬祖というものは中華民國の  
支配地域であつて、中華人民共和國が領土である  
と言つたつて、まだ一回も行ったこともなければ  
見たこともない、さつたこともないという地域  
であるということはお認めですな。

○水野政府委員 見たことがないとかいうような  
表現とは違ひますけれども、中華人民共和國が自  
分の領土であるということを主張しておりますけ  
れども、勢力は及んでいないということは認識を  
しております。

○藤尾委員 そのところはあなたには、これは速  
記をとつておるのですから、先ほどから何回も  
言つておられますよ、これは、中華人民共和  
國、北京でも聞いておるし、世界各國みんな聞  
いてるわけですから、そういう意味で大事をとら  
れる気持ちには私はよくわかります。しかし常識的  
に見て、あなたはさつき、中国といふのは常識で  
言へばといつて、中国だへちマだと言われた。そ  
ういふ立場を援用していはば、この領土は現に中  
華民國のもので、それが世界の常識。そういつ  
た領土権に關して、その領土権を放棄した日本  
が、どういふことかと言ふ権限が一体あるのか  
ないのか、尊重する権限があるのかないのか、承  
認する権限があるのかないのか、こういふことが  
問題になつてくる。どうですか。

○水野政府委員 ここでは、とやかく言つてい  
るのでなくて、中華人民共和國が言つてい  
ることを、それで何かという理解をして、こうい  
ふことであつて、日本の積極的な意思の表現では  
ないわけでありませぬ。

○藤尾委員 尊重はしてないわけですか。  
○水野政府委員 尊重もしてないわけでありませ  
ぬ。

○藤尾委員 こういふことを詰めていきますと、  
非常にこれは長い時間かかります。そこで、委員

長から先ほど御提示がございましたように、十五  
分になりました。ほんとうを言つると、まだまだこ  
れは延々としてやらなければいけません、委員諸公  
の問題はあつた問題から、一応ここで打ち切り  
の御迷惑もございませぬから、一応ここで打ち切り  
にいたしました。あとは継続させていただきますとい  
うことにいたしましたと思ひますが、どうかひとつ  
御決定を願ひます。

午後一時より委員会を再開するこ  
ととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時六分再開

○三原委員長 休憩前に引き続き會議を開きま  
す。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題と  
し、質疑を続行いたします。

○江藤委員 議事進行について。

私は午前中から藤尾委員の質問を実は傾聴して  
おつたわけでありませぬ。この質問はこれまで与野  
党の質問を通じてなかつた外交の基本理念に觸れ  
る問題が非常に多い。そういうことを実は耳を傾  
けて拜聴しておつたわけでありませぬ。私は、せつ  
かく水野政務次官が御出席で獅子奮迅の御努力で  
ありますから、政務次官をどういふことかといふの  
はあります。しかし本日の委員会はふだんの委員  
会とは違ひます。これは六十五日の延長國會を  
やつて、これがしよつぱな委員会です。言うな  
らば、自由民主党が、国民に責任を果たせよう  
とするための責任と争つて、大事な委員会をきよ  
うに開こうといふその第一日目でありませぬ。その委  
員会に外務大臣が出席なさらぬといふことはあま  
りいいことではない。あまりではない。たいへん  
よろしくない。外務省の幹部の皆さんが大臣の身  
をおもんばかつて、なるべく出席させないといふ  
ことをするとするならば、これはもつてのほかで

ある。野党が要請をすれば出てくる、与野の質問  
には出てこない。それは外遊のための準備だとか  
何だとか言われるのでありますが、さういふこ  
とは理由にならないと思ひます。ですから、これ  
からでもせつこつてありますから、一時間でも三  
十分でもせつこつての委員会に出席されて、問題の焦  
点について大臣から直接外遊前に御答弁あるよう  
に、委員長の御手元で御取り計らいをいたしたく  
うにお願いいたします。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたよう  
に、当委員会を軽視して欠席をしたということ  
はございませぬので、外交案件と訪米の準備とあ  
わせてきよう一日日程を組んでおりました、午後  
からも外務省の大使を一人呼んでおりました、そ  
ういふ關係で欠席をしたわけではございませぬ。決して  
輕視をしておるわけではございませぬ。御了解を  
いたしたいと思ひます。

○三原委員長 いま江藤委員の御意見、私も全  
く同感であります。実は一昨日も、ここに來てお  
ります官房長、アジア局長ほか二名、四名の方が  
お見えになつて、いま政務次官から申されたよう  
な事情も承りました。しかし私は、國會審議のき  
わめて重要な段階であるし、短時間でもいい、お  
顔を出されるのが適當と思つたといふことも要請  
をいたしました。ところが、いま政務次官から御  
意見がありましたように、たつての御意見である  
し、なお、訪米行事が終りますればあらためて  
参上いたしますので、その際にひとつお許し願  
ひなさいといふことでありませぬ。

なお、私はこの際、外務省にも御注意を申し上  
げておきたいと思ひますが、先般の外務委員会  
も、私は固執したまま立ちました。外務省  
に對する委員会としての強い責任追及がございま  
した。特にこのことについて政務次官をとかやく  
言いたくはございませぬけれども、各省が、こ  
ういふ事態になるときは、政務次官がわざわざお出  
ましになつてわれわれに御了解を受けられるわけ  
でございませぬ。このこともございませぬでした。  
政務次官御多忙であつたと思ひますけれども、

それらの問題をあわせて、私は、いま江藤委員の  
貴重な御意見については、しかと受けとめていた  
だきたいと思つております。

さういふことで、江藤委員の貴重な御意見で  
ございましたが、ひとつきようのところは、私も  
たつてきようからお願ひをしましたが、内容的に  
はきわめて重要なこともあるようございませぬ  
ので、まあ訪米後にずらしていただこうといふこ  
とで了承を与えたといふような事情もございませぬ  
ので、ぜひお許しを願つて審議を続行させていただきます  
と思ひます。お願いいたします。

藤尾君。

○藤尾委員 午前中から基本的な問題の二、三に  
ついて御質問を申し上げ、論議を展開いたして  
おつたわけでありませぬけれども、その決着がな  
なかつたままです。したがひまして、午後あとたく  
さんのわが党の同僚委員が質問をなさる、こうい  
ふことでもございませぬから、できるだけ早く私の  
質問を終わらなければならぬ、かように考へてお  
りますから、はしよつて問題を申し上げませぬ。

第一は、午前中から引き続きました論議の焦点  
でございませぬけれども、午前中も申し上げました  
とおり、私も、長い間の日本と中国との間の戦  
争、この間にかつたいろいろな戦争被害とい  
うものにつきました。戦後処理といふものは、  
これは日華平和条約で、現在台湾にあられた  
蔣介石總統のお率になつておられる中華民  
國、國民政府との間の日華平和条約で処理をして  
いただいたわけでありませぬ。いわば日本は、この  
戦争の責任についてのいろいろな処理、これにつ  
いては、台湾にある中華民國政府といひます  
ものは、日本が非常に大恩を受けた相手方であ  
つて、おかげさまで今日私どもが世界に繁榮  
しておるということが唱えられるような、日本の  
國の戦後の基礎ができたわけでありませぬ。これは  
ひとえに國民政府の蔣總統をはじめ各位のわれ  
れに對して与えてくださった恩恵である、こうい  
ふことはお認めをいただいたわけでありませぬ。

そこで、その大恩のある台湾にあります中華

民国政府に対し、その持つておきます領土の大半、領土の全部、それを、私どもはさういふことをする権限もない、権利もない、にもかかわらず日中共同声明というものによつて、中華人民共和国側が言つておる主張、台湾は中国の一部であつて、その中国というのはおれが統一をしておる中華人民共和国の政府の主権下にある中国である、さういふことを重ねて言う、それは承知をいたしました、それは尊重いたしますてなことを約束をいたしました。これは私は、いやしくも相手を現在承認していようと承認してまいと、国と国、さういふ立場において考えますときに、日本が日本の領土である北海道をどうしようとか九州をどうしようとかいふことならわかりますが、さうでない、よそさまの持つておられる領土、これについての主権の移動というものについての態度の表明、まあ表明までいかななくても、それに対するコミットメントを与えたといふことは、私はこれは、歴史に残つていく、だれもぬぐえない大きな政治的素地であつたといふことをいわざるを得ない。それが相手が、私どもの戦後の基礎をつくつてくれた、私どもの戦争の処理、あと始末を全部やつてくださった蔣介石總統の率いられる中華民國でありその領土であるだけに、事は重大である。これは法的な問題はともかくといたしまして、お互い政治家として政治的な見識に立つていったときに、一体私どもの政治の基礎をなす道義といふもの、国の外交の基礎をなす国際正義といふもの、さういったものが、日中共同声明を含む政治的な姿勢、態度といふもので世界に対して日本国の政治的道義が貫けたかどうか、この点についての詰めは、これはやつておかなければいけませんから、田中総理大臣であらうが、大平大臣であらうが、水野政務次官であらうが、さういふお立場に立つておられます政治責任という立場において明らかにされなければならぬ。どのように思われますか。

○水野政府委員 日本の戦後の処理の問題の中で、中国大陸で犯したいろいろな事件、その処理と

いうことは非常に重大なことだつたことは、先生の御指摘のとおりであります。これが台湾で蔣介石總統が率いる国民政府の好意的な計らいによつて、日華条約で賠償その他一切の問題が処理された、免除されたといふことは、私は日本人として多としていいと思つておる。しかし、この共同声明の内容は、決してその現在国民党政府、中華民国政府が領有している地域を日本が云々するといふ表現でないことは、先ほど申し上げたとおりであります。中華人民共和国の言つておることは理解はしますが、しかし日本は、非常にくだいようございしますが、ポツダム条約によつて、これは領土権を左右する権限がないのでございします、さういふ言い方で表現をされておるわけでありまして、この点も先生は御不満かもしれませんが、書いてあるのはさういふ意味であります。

○藤尾委員 さういふばかんなことを言つちやいけません。田中総理大臣や大平大臣の個人がさういふコミットメントを与えたからといって、それが

日中共同声明というよりよなものになるわけがない。日本国です。一億の国民を含んだ日本国が残念ながらそのコミットをしたのです。そこに問題がある。

○水野政府委員 御指摘の国際的な正義といふもの、この一連のやつてきたこと、さういふものをいま静かに振り返つてみて、それがほんとうに道義に立脚をしたものであり、国際正義に立脚をしたものであるといふことをあなたに言えますかといふことを言つておるのです。

ていかなければならないということも、私は日本の利益の一つの面ではなからうか、さういふふう

○高島政府委員 条約論一般につきまして御説明

したとおり、この日華平和条約は地域的な限定がございまして、実際に大陸に適用のしようがございませぬ。そういう関係で、昨年の九月二十九日の段階において、中華民国政府の承認を切りかえるその段階において、この平和条約の存続の意義がなくなつてしまつたというのを大臣が記者会見の席で声明されたという経過になつておりまして、一般論をいたしましての御説明は省略いたしましたけれども、日華平和条約についてのわれわれの立場はそういうことございまして、特別にある手続をとつておりましたことではななくて、政府の承認を切りかえたことに伴う付随的効果として日華平和条約の存在の意義がなくなつてしまつた、こういうことございまして。

○藤尾委員 一般的な法律的解釈は、これはこれなりにわかりますけれども、大体、一国が条約を失効させるといふときには、その相手方がなくなつたか、あるいは双方の合意によつて、そのようにいたしたまふという場合があるか、そういうことは行なわれるのであります。この場合みんなそうじゃない。そこに、先ほど私が申し上げた国際正義、道義という問題との関連が出てくるというのを申し上げておるのであります。

確かに、戦争を終結するといふことは、これはある時点、平和条約を結んだとたんに、賠償の問題がどのように解決をし、戦争状態の終結がどのようにになされ、領土問題の解決がどのようにされるかといふことはきまつてしまふ。でございまして、中華民国との間にあつた私どもの平

和条約が、何となくふわふわ、ふわふわして消えてなくなるといふようなことがあつても、その実体的なものは、その以前の平和条約締結の段階でもう成立をしまつておる、効力がもう全部出ちゃつて出切つておる、だから別に差しつかえないんだ、まあそういう見解がたゞいまの条約局長の御見解であります。しかしながら、それでは済まぬものが残つておる。それを私はあなたに、政治家といたしまして政治的な立場に立つて申し上げておる、こういうことございまして、あらためて性根を据えてその点について御返答を賜わりたい。

○水野政府委員 日華平和条約の価値については、先ほど来申し上げたとおりであります。しかし、中国という地理的な概念、先ほど御指摘がありました非常にはつきりいたしません点もありませんが、中国という地理的な概念の中にある、国家の一つの片方である中華民国を北京にある中華人民共和国に承認をかえたという時点において、中華民国との間の日華平和条約というものは、御承知のように、現に領有する地域という規定があるとおあり、これを自然に消滅するという形で条約の効果を失つたといふことについては、私は、先ほど条約局長が申し上げたように、これはやむを得ない措置であつたと思つておられます。

しかし、先ほど来、中華民国政府という、日本は承認はしておりませんが、いまだに台湾に一つの政権があつて、そこと日本との間に、現在も人の交流その他投資とかいろいろなことがあつておる。このことについては、われわれもこれは重大だと思つておられます。また、そこにある人たちに對して、個人的にはこれは人情的に切りがたいものもある。おれわれはよく承知をしておりまして、そういう点については、今後の実際の交渉でこれを——ある意味においては私は、いまの台湾に住んでいる人たちに、失望感とかいろいろなものを与えたといふことも知つておられますが、これは今後の交流関係で、私は、私どもの持つて

り、こう思つておるわけでございます。○藤尾委員 あなた、いろいろなことをおっしゃるけれども、次元が違つたことをおっしゃつていけません。よろしゅうございませぬ。これからどうするから、こうするから、それでいいというものではない。まるきり違つておる。片一方は基本的なものです。国の政治の根幹に関する問題である。あなたの言つておられるのは、あとのほうはさまざま政策上の配慮に関する問題でありまして、一緒にならぬ。

○高島政府委員 その点につきましては、これまで政府がたびたび御説明いたしておりましたところ、そういう戦後処理に関する部分は地域的な限定の適用はしようがない、日本と台湾との間のいろいろな実務関係、こういうものについてはのみ地域の適用の限定があるという説明をいたしておりますが、この見解は現在でも変わりません。

○藤尾委員 そういうことでおわかりになられたら、平和条約といふものの戦争終結に関する諸規定、これは地域制限がないのです。中国全体との間の一切の問題がこれで処理されておる。だからわれわれは、この戦争の処理に関する限り、先ほどから申し上げておる通りに、私どもに對する恩恵は全部、一〇〇%、いま現在、台湾にある蔣介石政権のいろいろな措置といふものによつて日華平和条約ができて、それによつて全中国、地域の中国、中華人民共和国も一切を含めて、それとの間の賠償の問題も片づいておるし、領土の問題も片づいておるし、戦争状態の問題も片づいておる、こういう立場なんです。

それが、中国に對して感じなければならぬ私ども日本の國といたしましての国際的道義、そういうもの基本であるべきであるといふことなんぞございませぬ。これ以上申し上げてもしかたがありませんから、長くなるばかりですから、これでやめませぬ。

○水野政府委員 中華人民共和国の施政権といふものは、現に台湾その他、おっしゃつた付属の諸島には及んでいないわけでございますから、これから日本と中華人民共和国と結ぶ実務協定についてはその効果は及ばない、こう認めざるを得ませぬ。

○藤尾委員 これは私の言うとおりお認めになつたわけでございますから、それなりにけつこうでございませう。

そこで、ここで出てくる問題はたくさんあります。これまた、やっつければ切りがないくらいたくさんある。あるけれども、その中で二点だけ引き出して御質問を申し上げ、そして私の質問を終わりたいと思ひます。

第一は、これは現在、麻布にある旧中華民国の大使館のあと地であります。大体、大使館というものがあるのか、そういうものがどのように取り扱われているのか、どのような根拠法規にのっとつておられるのか、それが今日どのような変更を加えられてどのようになつたんだということをここで御発表をいただきたい。これが第一であります。まずそれをお伺いいたしましませう。

○高島政府委員 大使館と申しますのは、従来、国際慣習法に基づきまして、ある国を代表しして外国に派遣され、そこで国と国との関係を処理するということを任務といたしております。その国際慣習法は、現在、外交関係に関するウィーン条約ということになっておまして、そこではつきり実定法となっております。

先生の御質問の御趣旨は、私、必ずしもよく理解いたしかねますけれども、従前中華民国大使館としてあつたものが、その後の日本の中華人民共和国政府承認によつてどのような変貌を受けたかということかと思ひますけれども、中華民国大使館というのは、私どもの立場では、あくまでも中国を代表する政府としての中華民国がその外交使節として大使館を持っていたというふうな理解いたしております。したがって、現在では中華民国の大使館というものは存在し得ませんで、中華人民共和国の大使館というものは存在するといふふうな考へざるを得ないといふふうに思ひます。

○藤尾委員 あなたの言つておられることは、私が申し上げていることの先を行かれました政治的な問題でございまして、そこまで私は言つていな

い。物理的な、大使館のあと地、あるいはあとの建物、こういったものは一体その政治的ないろいろな措置によつてその性質を異にするということ、変貌をするということがあり得るのかということ、をまず聞いておるわけです。どうなんですか。

○高島政府委員 従前、中華民国大使館がございましたところの土地は、私ども政府の考へでは、中国を代表する国としての中華民国、その大使館のあと地であるといふふうな考へますので、現在私どもは、中国を代表するものとして中華人民共和国政府というものをしか認めておりませんので、国家に帰属する大使館のあと地というのは、当然現在では中華人民共和国政府の所有権のもとにあるといふふうな考へざるを得ないといふのが、現在の、昨年九月二十九日以来の政府の立場でございます。

○藤尾委員 そんなばかかなことありますか。いやしくも土地建物ですよ。物権です。これに外交もヘチマもないはずですよ。これはただ民法上の存在でしかない。そしてそれは、登記上、中華民国政府というものが登記をしておつたというにとどまつておる。そうすると、これがかつて知事まに、日本国の政治的なマヌーバによつて、民法上、登記上の名前というものが一ぺんに書きかわつてしまふといふようなことが一体あつていゝものでしょうか。たとへば私どもの家があつたとする。そして、相手方と話し合ひが切れてしまつた、私どもの家が今度は私にかわつて代表するその人のものに、名義上書きかわるのがある、まあでございますかといふようなこと。これはいやしくも法治国家といつたしましては通りません、どんなことがあつても。国破れてもそれは通らぬのであります。そういう民法上の権限というものが外交的な措置によつて左右せられるといふようなことがあつていいかどうか。この問題と、いま麻布にありますかつての中華民国の大使館のあと地

が、民法上、登記上どうなつたかということをお示しいただきたい。

○水野政府委員 第一の御質問に私からお答えいたしますが、先ほど条約局長が申し上げましたように、いま藤尾先生は國家の場合と個人の場合とを一つの議論で押えましてたけれども、國家の場合、日本はこれまで中華民國を正統政府と認めて、その使臣が日本に来て使つていた。いわゆる中華民國と違ひまして、中國全体の財産と私ども考へれば、中華民國を承認するのでなく、私どもが中華人民共和国という別の政權を承認した段階で、この所有権はその承認した相手にかからざるを得ないといふことはやむを得ないと思ひます。個人の財産権の問題とはここに根本的な相違があらうと思ひます。

○藤尾委員 これは午前中に申し上げたはずですよ。そしてあなた方もお認めになつたはずですよ。地名のほかに中国といふものはないんです。よろしうございませうか。これはあなた方も認めになつたんです。速記録をひっくり返してごらん下さい。明確に民法上の財産の所有主は中華民國であつたわけですよ。今後もそうです。一方的に抹消するのではありません。登記上の中華民國が、それをよろしいといつて合法的に移転するのでなければ、民法上の財産が、中国を代表するとかせぬとか、そういうこととの關係によつて常に移動をする、移転をする、形が変わつてくる、そういうような性質のものではない、この点を申し上げておるわけです。

○水野政府委員 御不満だと思ひますが、私が中國といふあいまいな地理的な名前を使つたからであります。ともかくこの中国といふものを、御承知のように台湾の國民政府も、自分が正統政府であり全体の代表だと、こう言つておられます。同時に中華人民共和国も、同じことを逆な意味で言つておられるわけでありませう。日本はこの二つうちのどつちかを選ばざるを得ない、両方同時に選択することはできないといふことも、先生御承知のとおりであります。そして日本國政府は、中

華民國を中華人民共和国に承認の相手を切りかえた、こういうことでもあります。これは民法上の制限でなく、國家と民族、そういうものとの財産であらうと思ひます。私どもは國家を切りかえたわけでありませうから、残念ながらその所有権は中華人民共和国に移つた。これは、たとへばはかの國と戰爭状態になつて、その國の所有する財産を日本が没収したといふような事件とは全く性質を異にするといふことでございます。

○藤尾委員 あなたは、中華民國と中華人民共和国との承認問題、承認によるわが國政府の政治的な判断、そういうものとの物所の属権限といふものを混同しておられるのではありませうか。いやしくも中華民國といふものは現にまだ存在しておるのですよ。あなたも存在しておるといふことは認めた。所有主はおるのです。ただ不在地主になつただけの話です、日本國から見れば、現におる。その所有権が急に雲散霧消してなくなる、そんなことが一体あつていいものでしょうか。あなた方は、不動産登記といふものを変えるだけの力があつた政治的措置でできると思つておられますか。この点いかがですか。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたように、台湾に住んでおられる方が個人的に日本に持っている財産を侵害したといふようなことは違ひわけでありませう。たとへば台湾にAといふ方がおられて日本に土地を持つておられる、家屋も持つておられる、これを没収することはできないと思ひます。しかし、中華民國政府といふものはありますけれども、これは日本は承認をしていないのであります。そしてそれに付随する日本の国内にある財産権といふものは、承認する相手をかえた時点において、その所有者を、対象をこつちかかざるを得ないといふことは、私はやむを得ないことだと思ひます。

○藤尾委員 この問題につきまして、あなたと押し問答してはいたつて、これまたしかたがありません。しかしながら、もつとよく勉強しておいてもらいたい。民法といふものと不動産登記法という

ものの性格について、あなたはまだまだ研究の御不足のところがある、私はかように思います、あなたは、ないとおっしゃるかもしれないけれども、この問題で議論したって、あなたと私とは見解が違うので、議論はいつまでたっても果てるところがない。そんな無意味な議論をしたってしょうがありませんから、この点はひとつペンディングな問題として研究をさせていただきたい。よろしくごさいます。

そこで、最終の問題といたしまして、中華人民共和国政府との間で日中共同声明というものをおつくりになられましたときに、別にそれが文書でかわされたわけではありませんけれども、その文書の中の一環と、そして田中総理並びに周恩来首相との間のやりとりというもので明確にされたものの一つに、日中航空協定というものがございまして、これを一番初めにやろう、けつこうでございましょうというところで、これに取り組まれることになった。これから大問題になろうとしておる。この問題が現状としてどのように進んでおるかということをお願ひしたい。

○水野政府委員 日中航空協定の交渉は、日本側から去る三月、四月に二回関係者を北京に出張させまして、いろいろな問題について、あるいは交渉に入る場合の基本的な考え方について話し合いをさしてあります。しかしその後、現在のところはあまり進展をしておりません。

○藤尾委員 そのすると、進展をしていない問題について私どもが議論をしてもむだでございまして、これはいたしませんけれども、しかしながら、基本的に一國と一國との航空協定というものの及ぼす効力と、そして国内で厳然として施行せられておる航空法という法律と、一体どっちが優先いたしますか。法的にお答えを願ひます。

○高島政府委員 一般的に条約と国内法との関係ということでこの問題も解決がつくと思っておりますけれども、やはり条約を国会の承認を得て締結いたします場合には、その条約は国内法を拘束するということでございます。航空協定につきましまして

は、一般的に国際間に、実際に定期便を飛ばす場合に必ず締結するというのが慣習になっておりまして、これを受けまして、日本の航空法の中に航空協定に基づく取りきめについての規定がございまして、したがって、条約と国内法との関係について云々する必要はないくらいに明白に、この航空協定と国内法との関係が航空法の中に明示的に定められている。したがって、相互間に何ら矛盾はない関係になっておるといふふうに考えております。

○藤尾委員 そのかわり合いのところですが、これから先、非常に重要になってくる問題であります。そこで、この問題も現に進行中でありまして言われるんだから、この問題について詳しくあなた方と議論してもしょうがありません。

ただ、申し上げたいと思っておりますことは、現在といた一連の最近のこと、こういうことを考えてみても、日本はリビアとの間に航空協定を結んでいない。リビアはそういう国際条約、シカゴ条約というよりなものに拘束されないということがある。非常に困難ないろいろな問題がそこに発生をしたというふうなこともあります。そこで、日中航空協定をこれからお進めになるというときに、日本国の国内法規であります航空法との関連、そういうものを含めて万遺憾なき解決をおやりにならないと、これは国会の承認案件でありますから、国会が承認しなければ発効しないのが発効をすれば国内法を拘束するのだということとを言われたいけれども、それが成立するまでの間は国内法が単独に有効に働いておるわけでありまして、日中航空協定というものはそういう環境の中に進められるというところを、ひとつしかと御承知をおきを願つた上で御善処あらんことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○三原委員長 近藤鉄雄君。

○近藤委員 まさにいま日本の外交は大きな岐路に立っていると思うわけであります。ただいま藤

尾委員からも御質問があつて、政府の御説明もあつたわけでありませうけれども、日本は戦後のいろいろな不正常的な関係を正常化していくこの過程の中でまたいろいろな問題がございまして、同時に新しい外交の方針というものもこれからつくり出していかねばならぬ、実行していかねばならぬ、そういう段階にあると思つております。で、まさに外交当局の御苦心のほど十分理解できるわけでありませう。

この非常に重要な役割りを果たしておられます大平外務大臣はじめ外務省の方々には私は非常に敬意を表するわけでございませう。しかし同時に、先ほど議事進行に關して質問もございませう。このように重大な外交の基本に關する問題についていろいろな御意見を承りたいと思つておるときに大臣がお見えにならないということにつきまして、私も内閣委員会の委員の一人としてたいへんに残念に思つておるわけでございませう。訪米を控えてのことでもございませうので、いろいろ御事情はわかりませうが、ぜひ訪米後には再び当委員会に御出席を賜りましていろいろ御説明をいたしたいと思つて、かように要望を最初に申し上げたいと思つております。

そこで私は、実はきよりの質問は、訪米、訪ソ、そして訪欧を総理が計画をしていらつしやるこの問題についてお聞きしたいと思つておるわけでございますけれども、これまでの藤尾委員の御質問とも関係いたしました、ひとつはつきり理解をしておきたいことがございませうので御説明を賜りたいたいわけでもございませうが、いわゆる日中正常化というこの問題。日中正常化が成りましてすでに十カ月を経過しているわけでありませう。この日中外交正常化につきましましては、当時もいろいろな議論があつたわけでもございませうけれども、いま振り返つて考えてみて、今日の時点に立つて、日中關係が昨年の九月以前のようないわゆる非正常な状態にあるということをご想定いたしますと、これはやはり、世界の政治の流れの中でたいへん奇異な状況であるということをご、私としても認めざる

を得ない。現段階に立つて考えてみますと、日本と中国本土との間に国交關係が樹立してあるというところは、私はやはり、国際政治の流れの中で妥当な方向だつたのじゃないかというふうな認識をあえて持つわけでありませう。この状態に踏み切られました総理及び外務大臣のまさに決断については、私は十分に評価をするわけでございませうが、しかし、同時にやはり気にかかりませうことは、藤尾委員の質問の中にもいろいろあつたわけでありませうけれども、いわゆる日中外交正常化がもうちょっとよりまくいかなかつたかなという感じがいたします。

具体的に申し上げますと、まさに米中關係と日中關係というものはよく対比されておるわけでありませうけれども、少なくとも日中外交正常化のきつかけをつくつたのがニクソンの突然の訪中であつたわけでありませうが、結果として、あとからスターリンの日本がむしろ米中關係を先に越してしまつた。端的にいいますと、現段階におきまして、ワシントンにはいわゆる二つの中国の事務所があるわけでありませう。そして東京には、いまも藤尾委員の御質問の中にも、大使館をどうなんだという議論がありましたように、一つの事務所しか認めないような状況になつておる。

そこで、私はまず外務当局に承りたいわけでありませうが、このような形で米中關係の改善と日中外交正常化が變つてきた、變つてきたを得なかつた本質的な、また現実的な条件というものは一体何だつたのかということについて、これはいろいろなところで御説明があつたと思つておるけれども、あらためてひとつこの際承つておきたいと思つておる。

○吉田(健)政府委員 問題が米國と日本との差異という点に最初触れられていたようでもございませうが、これはやはり、アメリカの國際的な立場、力關係というものと、日本の立場、力關係というものはおのずから異なりますので、でき上がつていくいろいろな姿というものは、國際關係の結び方

というものは、中国との関係におきましても異なつてくるのはやむを得ない、日本は日本の立場で、これでいいという方向で行かなければならなかった。

日本のほうの立場からいいますと、日中間のこの長い歴史にかんがみましても、中国民族と日本人というものがお互いに友好関係をつくつていかなければならないという大きな運命を持つておると思うのでございますが、ちょうど昨年時点におきまして、日本の国内の多くの意見も、また国際環境からも、日中間の過去の不幸な状態を正常な状態に戻して一つの友好関係をつくつていこうという決断に入つたということでございます、付随的には、中国側のいろいろな国内事情なり、それを取り巻く国際環境というものも、もちろんあつたと思ひますが、大筋をいたしましては、日中間の大きなパイプをつけないければならぬという、ある意味では、日本が終戦後におきましても一貫して考えておりました一つの方針がようやく実現したという姿になつたのではなからうか。

日中間の関係というのは、アメリカとまた違った意味で、非常に中国民族と日本人というものは密接な関係がございますし、また、それだけに台湾の問題というのは、以前は日本の領土であつた、しかし日本の敗戦によつてその領土権を放棄した、それで中国のほうにああいう事態が起こつたということからくる、一般的な従来の国際法の形を逸脱したような、しかし、なまなまししい現実の国際関係というものがそこにあつたという姿を踏まえて、私たちとしては、ちよいどいい時期にああいう方法をやつたことが、大きな政治的決断であり、日本の外交としては正しい方向であつた、かように私は考える次第でございます。

○近藤委員 最初に日本とアメリカの力の違いが、アメリカは言つてみれば二つの事務所をワシントンに残すことを可能にしたし、日本の場合には一つに限定せざるを得なかつた、選択せざるを得なかつた、こつちのほうに理解される御発言が

あつたようでありますが、現実にさういふ日本とアメリカの力の違いだつたわけでございますか。

○吉田(健)政府委員 これは簡単に力というふうな言い方をしましたので、はつきりしなかつたのでございますが、やはり立場なり国際関係におけるアメリカの行動なり責任なり、さういふたものと日本のそれとは、やはりその歴史的な、また現実的な姿において違つておるといふ点を申し上げたかつたわけでございます。

○近藤委員 力にこだわるわけはございませぬが、私はこれからの日本の外交というものを進めていく場合に、これは非常に基本的なことであると思ひますので、あえて繰り返してお聞きするわけでありませぬか、軍事力というものは、経済力もありませんし、軍事力もありません。それ以外にいろいろな力もあつて得ると思ひますけれども、したがひまして、これから日本が日本の利益を進めていくために有効な力としてこの力というものは、経済力という点に限つて考えれば、よくいわれますように、日本は自由世界二番目のGNPを擁しているということでありませぬか、これでおおかつ十分であるのかどうか。しからば、それ以外に力というものを考えるとしたら、それは軍事力ということも一つ考えられますけれども、さうしますと、日本のこれから外交を進めていく場合に、これも国民の要望をない、国益を追求していくために、さういふ意味の軍事力ということも考えられるわけでありませぬか、さういふことをあわせて考えてみて、さういふことを言つてはあれですが、日本の場合には中国から、アメリカよりはいささか——あえて私、申しますが、軽く見られていて、扱ひやすいと見られていて、さういふことがいまのような状態をもたらしたというふうにごうか、承りたいと思ひます。

○吉田(健)政府委員 私は、先方が日本の力をどう評価して、これをくみしやすしと見たかどうかということは、必ずしも先方がどう考えているか、正確にはわかりませぬけれども、これは先生御高

承のとおり、私、先ほどちよつと力と申しましたけれども、経済力とか政治力とか、あるいはそれだけの持つておる国際的な約束とか、国際関係におけるいわば立場、これには軍事面から経済面に及ぶいろいろな要素が複雑にかみ合つておりますから、簡単に分析できませんけれども、結局、それぞれの国の利益と外交方針と、これがその国家なり民族にとつて一番正しい方向であるという姿になつたときに、もちろん相手のあることございませぬから、その相手との話し合いにおいてある種の合意に達していくというのが国際政治における現実の姿であらうというふうに思ひますので、ある国が一つの方向をとつたということが、必ずしもそのまま日本もさうなつたのではないか、あるいはさうやるべきであるというふうにも断定できない面があるという点を申し上げたかつたわけでございます。

○近藤委員 日本が中国と戦争をしたこと、そしてその後日華平和条約が台湾にある政府との間に結ばれたこと、このことが日中間と米中間のいまの妥結の形に大きな差異をもたらしたというふうにお考えになつていらつしやるかどうか。

○吉田(健)政府委員 それも一つの大きな要素であつたと理解いたしております。

○近藤委員 私はこの問題にはあまり長くこだわらぬ気はありませぬけれども、やはり私は、日本の力という点で、経済力は、まさに多いにこしたことはないかもしれませぬけれども、対外的に評価される形は十分であるというふうにごうか、さういふことを言つてはあれですが、十分であるかどうかという点につきましては、これはいろいろな議論の分かれるところでありませぬか、さういふ中に、交渉力とか、かけ引き力とか、さういふ外交力、さういふものも、これは重要な国際関係を進めていくための要素であるわけだと思ひます。

○吉田(健)政府委員 私は、先方が日本の力をどう評価して、これをくみしやすしと見たかどうかということは、必ずしも先方がどう考えているか、正確にはわかりませぬけれども、これは先生御高

承のとおり、私、先ほどちよつと力と申しましたけれども、経済力とか政治力とか、あるいはそれだけの持つておる国際的な約束とか、国際関係におけるいわば立場、これには軍事面から経済面に及ぶいろいろな要素が複雑にかみ合つておりますから、簡単に分析できませんけれども、結局、それぞれの国の利益と外交方針と、これがその国家なり民族にとつて一番正しい方向であるという姿になつたときに、もちろん相手のあることございませぬから、その相手との話し合いにおいてある種の合意に達していくというのが国際政治における現実の姿であらうというふうに思ひますので、ある国が一つの方向をとつたということが、必ずしもそのまま日本もさうなつたのではないか、あるいはさうやるべきであるというふうにも断定できない面があるという点を申し上げたかつたわけでございます。

○近藤委員 日本が中国と戦争をしたこと、そしてその後日華平和条約が台湾にある政府との間に結ばれたこと、このことが日中間と米中間のいまの妥結の形に大きな差異をもたらしたというふうにお考えになつていらつしやるかどうか。

○吉田(健)政府委員 それも一つの大きな要素であつたと理解いたしております。

てよかつたんではないかという感じを、私、率直にいつて持つておりますので、この点について、ひとつ私の意見を述べさせていただきます、次の質問にまいりたいと思ひます。

そこで、いよいよ総理訪米も間近いわけでありませぬけれども、私は今度の総理訪米をいろいろ過去の例と比較して考えてみますと、これまでの総理訪米の場合には、日米間の交渉の中で、まさにギブ・アンド・テークという形のお互いの利益のバランスみたいなものが考えられたと思ひます。一番端的なのは佐藤前総理の沖繩返還交渉でありませぬけれども、その場合に、沖繩の返還をアメリカに要求すると同時に、これはいろいろ世に伝えられるところでありませぬけれども、繊維について日本として一つのギブをしなければならなかつた、さういふことだと思ひます。

また、日米関係に限定しないで、たとえば今度総理が訪ソされる場合を考えてみますと、これは田中総理もいろいろな場合にたびたび御表明になつていらつしやいますけれども、北方領土の問題が片方にあつて、それに対してチヌメニその他のシベリア開発、経済協力ということもわがほうのギブとして考えられる。さういふ意味で、ギブ・アンド・テークというものが比較的簡単な方程式でわかる形に考えられるわけでありませぬけれども、この訪米に關して考えてみますと、必ずしもギブ・アンド・テークという形で明確な利益のバランスみたいなものが考えられない。あえていへば、わがほうはテークのほうはあまりなくて、たとえば経済協力とかその他のいろいろな形で伝えられております。さういふふうにごうか、さういふわけでありませぬか、この点に關しまして、ひとつ政府次官、この時期に総理が訪米されてニクソンと話される場合、非常に端的にいつて、ギブ・アンド・テークという形で問題を考えた場合に、何が今回のギブでありテークであるかについて御意見を承りたいと思ひます。

○近藤委員 私はこの問題にはあまり長くこだわらぬ気はありませぬけれども、やはり私は、日本の力という点で、経済力は、まさに多いにこしたことはないかもしれませぬけれども、対外的に評価される形は十分であるというふうにごうか、さういふことを言つてはあれですが、十分であるかどうかという点につきましては、これはいろいろな議論の分かれるところでありませぬか、さういふ中に、交渉力とか、かけ引き力とか、さういふ外交力、さういふものも、これは重要な国際関係を進めていくための要素であるわけだと思ひます。

○吉田(健)政府委員 私は、先方が日本の力をどう評価して、これをくみしやすしと見たかどうかということは、必ずしも先方がどう考えているか、正確にはわかりませぬけれども、これは先生御高

承のとおり、私、先ほどちよつと力と申しましたけれども、経済力とか政治力とか、あるいはそれだけの持つておる国際的な約束とか、国際関係におけるいわば立場、これには軍事面から経済面に及ぶいろいろな要素が複雑にかみ合つておりますから、簡単に分析できませんけれども、結局、それぞれの国の利益と外交方針と、これがその国家なり民族にとつて一番正しい方向であるという姿になつたときに、もちろん相手のあることございませぬから、その相手との話し合いにおいてある種の合意に達していくというのが国際政治における現実の姿であらうというふうに思ひますので、ある国が一つの方向をとつたということが、必ずしもそのまま日本もさうなつたのではないか、あるいはさうやるべきであるというふうにも断定できない面があるという点を申し上げたかつたわけでございます。

○近藤委員 日本が中国と戦争をしたこと、そしてその後日華平和条約が台湾にある政府との間に結ばれたこと、このことが日中間と米中間のいまの妥結の形に大きな差異をもたらしたというふうにお考えになつていらつしやるかどうか。

○吉田(健)政府委員 それも一つの大きな要素であつたと理解いたしております。

○水野政府委員 今回の田中総理の訪米については、私は、これまでの日米関係と違つた段階に来ているというふうに、まず認識をしております。

昨年、田中内閣ができて以来の三つの国際的な事件があったと思いますが、その一つは、先ほど来御議論のあった日中の国交正常化の問題であります。第二は、ニクソン大統領が再度大統領に当選をして、その任期に入っているということでございます。それから第三の問題は、アジアで長い間問題となつてきて、日本においても直接間接にいろいろな影響のあつたベトナム戦争が終息した、このことでもあります。この三つの事件がちょうど昨年田中総理がホノルルで日米会談をやられて以来起こつたことでもあります。この三つを踏まえて田中総理、大平外相は渡米をされる、そしてニクソン大統領と話し合うことは、私は、何を与えるとか何をもらつてくるのか——もちろん、農産物の自由化の問題とか、あるいは逆に日本が必要とする農産物を確保しなくちゃいかぬとか、そういう問題もあるかと思ひますが、私は、世界政治という段階において、今日までも、イコールパートナーであるとか、いろいろな意味で、ことばの意味では対等であるような論議がされてまいりましたけれども、今日の日本の国力において、もちろん軍事的な意味は除いてでございますが、対等な意味で話し合つてこられる、最初のことといひますが、初めてこういう日米会談をすることができるといふ環境になつたというふうに考へております。

そういうわけでありまして、私は、何を与えるとか、何をもらつてくるかという以上の論議がなされるであらうということを手測をしております。たとえば国際的な問題としては、御承知のようにキッシンジャー構想というものが発表されております。これも必ずしも、自由社会、自由諸国の足並み、考え方のものはそろつておりませんけれども、とにかく自由諸国、アメリカと日本とヨーロッパ、この三極がどういふふうに足並みをそろえて、もちろん軍事的な意味は日本は参加

することはできませんが、それ以外の問題では、たとえば資源確保の問題にしても、公害の問題にしても、あるいは緊張緩和後の国際的なワグ組みの問題にしても、私は対等に話しておいでになることが重要だと思つております。そういう立場で今回の日米会談が行なわれるというふうに聞いております。また、そうすること、次に、この秋に予定されております総理、外務大臣の訪欧、さらにその次に予定されております訪ソの基礎固めにもなるのではないかと、こゝろに考へております。

○近藤委員 まさにいま政務次官から御説明があつたと思つてありますが、私も日米関係の経済面に限つて考へてみますと、一ころは、日米間の国際収支のアンバランス、日本の大幅な黒字ということが解決を迫られる最大の問題であつた。しかし、幸ひいろいろな政策が功を奏してきて、その問題は従来のような緊迫感がなくなつてきているわけだと思ひます。また、新たな問題として最近騒がれました大豆の問題等についていしても、これは国民生活にとつて大きな問題でありますけれども、しかしこれも、事務的に詰めていけば解決する問題ではないかというふうに私は思ひます。あえて経済的な問題として大きな問題と考へれば、最近よくいわれております石油とか資源の問題になると思ひますが、これも確かに重要な問題であります。私はこの日米関係というものは、まさに経済的なそういう利害の対立——これは私は今後とも、それぞれの経済がそれぞれの目的を持って動くわけでありまして、完全に一致することはあり得ないので、常に経済的な対立というものは、程度の差こそあれ起こると思ひます。しかし、もはやそういう段階ではないに、いまの政務次官のお話の中にありましたように、日米関係というものは、いわば脱経済問題というところで、経済以外の問題に入つていかなければならない。だとすると、日米関係で話し合われるところのその経済以外の問題というのは具体的に何だということに考へておきますか。

○水野政府委員 先ほど私がことばで落としました、日米会談、これは今日までもそうでありましたし、今後も自民党の内閣が続く限りはそうだと思つておりますが、まず日米間の信頼であろうと思ひます。その裏づけは、御承知のように日米安保条約というものが現存することでありまして、日米安保条約というものが、先ほど申し上げたように、ベトナムの停戦以後の極東の軍事情勢、国際情勢というものが変化をしておりますけれども、なおかつこれが重大であり、日米間の関係の象徴であらうと思つただけに、まず私はこのことがきつめて重要なことであらうと思ひます。

さらに、国際的なアメリカの政治、たとえばヨーロッパに対する、東南アジアの諸国に対する、あるいは中国、ソビエトに対するアメリカの考へ方というものをよくたいていくということも、私はきつめて大事なことであらうと思ひます。そのほかに私は、これも経済問題の中に入つてまいりますけれども、たとえば資源確保の問題というものは、今日、石油資源その他のエネルギー問題については、単に経済問題にとどまらず、むしろ政治問題に発展しようとしておるだけに、この辺も考へ方は、きちんとお互ひの考へ方を遺憾なく話し合つていくことがきつめて重要なことではないか、こゝろに考へておきます。

○近藤委員 政務次官のおっしゃることもたいへん私はよくわかりますが、最近の日米経済関係の協議、これは、これまでたびたび日米経済関係の協議がワシントンと東京で交互に行なわれましたけれども、率直にいって一ころの熱意が両国間にはない。特にアメリカの側にはない。これはいろいろなニクソン政権の国内事情もあると思ひますけれども、今度訪日されましたアメリカの経済関係の教も非常に少なかった、代理がほとんどであつたということも事実なわけでありまして。言いかえまして、私は非常にこのことが象徴的な事柄のように入つて思つておられますけれども、まさに日米間がいわゆる経済問題に限つてお互ひに言い合ひ、やり合ひをする時代ではだんだんなくなつてきた

のではないかと。むしろ、やはり人間の関係もそうですけれども、初期の段階においては、友人と二人でよく話し合つてお互ひを知り合つたわけでありまして、それを一歩進んで個人間のいわば連携をとることにつとめようと思つれば、それはお互ひに話し合うことではなしに、共通の目的に向かって両者が具体的に努力をすることである、働きかけることである、かように私は考へるわけですが、その形の中で、共通の目的に向かつて動く中で、いわばもう一回友人なら友人関係のお互ひの相互理解もなされる、こゝろに段階に入つておるのではないかと、かように考へるわけでありまして。

ですから、これはすでいろいろな議論されておることでもありますけれども、日米が協力をしながらアジア・太平洋地域の経済発展に経済的な協力、資金援助をするということは、私はまさに正しいことだと思ひます。同時に私は、いま政務次官から、日米安保体制は大事だ、これをお互ひに確認するのだ、こゝろに話し合ひましたけれども、いわゆる日米だけの安全保障という形で日米安全保障体制というものをお互ひに確認し合つていこうということから、これからは少し一歩も二歩も出ていかなければならないのではないかと。私はあえて、経済以外に日米間でこれからは本気で話し合ひなければならぬものは何かということをお聞きしたわけでありまして、これから日米が経済以外の分野で本気で話し合ひなければならぬことは、まさに日本だけではなしに、日本を中心とした周辺地域、もっと大きくはアジア・太平洋地域の平和であり安全保障の問題ではないかと思つたわけでありまして、政務次官いかがでございますか。

○水野政府委員 質問の御趣旨でわからないところがありますが、アジア・太平洋地域の安全保障ということは日本の望むところでありまして、御承知のように、日本国憲法の範囲においてこれを考へていかなければならない。海外出兵はできない、あるいは日米安保条約のように非常に片務的な形でしか相互防衛条約——相互ではな

いわけでありますから、防衛条約というより形のものがないわけでありませう。そういう初めから限定された条件の中で、私は、日米安保条約というものは、それだからこそきわめて重大な意味を持つている。ヨーロッパのような NATO 協定のようなものをアジアに考えようとしてしましても、これは今日なかなか現実には非常にむずかしいわけでありませう。たとえばソビエトがアジア安保条約というものを提言をしておりますけれども、現実にはなかなかむずかしい情勢は御承知のとおりでございます。そういう中でこそ私は、日米安保条約というものをいろいろな意味で、単に軍事的な意味だけでなく、もう一度見直すという時期が来ているのではないかと、それがまたきわめて重要なことではないかと、こう思っているわけでありませう。

○近藤委員 まさに、いま政務次官のおっしゃいました日米安保条約の持つ限定性といったものについて、私も理解をしております。けれども、問題とは、日米安保条約というものは、あくまでもこれは、アメリカと、そして日本の利益に即するからこそ維持すべき問題であり、もしもいまの日米安保体制の形が日本の利益に合わない、アメリカの利益に合わない、たとえば日米共同によってアジア、少なくとも日本の周辺地域の安全保障に対して責任を持つということ、これがこれからの日本の新しい利益なんだ、広い意味の利益なんだというふうに理解をすれば、私は、それを非常にかたくなに制約をしようとする日米安保条約体制というものは、それをいつまでも固執する必要があるからではないか、かといふふうに考えるわけでございますが、いかがでございますか。

○水野政府委員 いま近藤先生と私の議論の中で、安全保障という問題と、安定という問題と、安全と、やや混雑して議論をしております。安全は軍事の意味がきわめて強くなります。その意味では私は、日米安保条約がいかに不自由で

あつても、このワクを出ることはできない。これは日本国憲法を改正すれば別であります。御承知のとおり憲法改正をしなければできないわけでありませう。しかし、アジア全体の平和である、安定である、繁栄である、こういうことは私はまた別であると思つておられます。何も軍隊を持つていつてどうするといふ、そういう考え方でなくて、アジアの発展途上国の経済的発展をさらに促してこ入れしてあげる、あるいはアジアの発展途上国が日本と一対一でなくて、二国間でなくて多国間のそういう機構を考へていく、そういうことならば、私はこれから大いにやめていくべきことだと思つておられます。しかし、安全保障ということになりますと、これはちょっと簡単にはできない、簡単に考へざるを得ないわけでありませう。

○近藤委員 繰り返して申し上げます、私は日本のこれからの新しい利益を確保する道が、単に経済分野だけじゃなしに、政治及び安全保障の面におけるアジアの責任を分擔することであると思つておられます。分擔といふことはいろいろな誤解がありませう、アメリカが考へておられるようなアジアの平和、安全保障のいわば下請を日本がする、こういうような形で世によくわかれておられますけれども、ですから私は、そういう意味で分擔といふことは正しいかどうかかわからないので、むしろ積極的に日本の独自の判断で果たす、こういうことではなければならぬと思つておられます。そのような体制がいかにどうかいろいろ検討をしなければならぬ時期に来ていると思つておられます。

○水野政府委員 先生のおっしゃりたいことはわかりますが、ただ、現行憲法の中で日本の安全保障というものを考へなければいけないという大前提は、ひとつお認めいただきたいと思つておられます。安全は軍事の意味がきわめて強くなります。その意味では私は、日米安保条約がいかに不自由で

だとか、また組織でも農産物でもけつこうですし、また資源でもそうですけれども、日米間のいんな意見の対立がこれから起こつた場合に、最終的に日本の生存はアメリカによって守られるんだというふうな状態であると思つておられます。経済的にいんな交渉をやりましても、最後の段階でやはりこれはアメリカの言うならならなければならぬのじゃないか、こういうことで、日本の経済的発展の完全な追求ということが最後の段階で滞つてしまふというふうな危惧を私は持たざるを得ない。実際問題として、日本が最後まで言い切つたとしても、そういう体制でありますので、一般日本の国民は、結局アメリカの安保体制の中に日本があるからどうも言いたいことを言つていないんだというふうなことで、日本の政府の対米交渉に対して大きな疑いを持つ、不信感を持つ、こういうことも現実には起つておられるし、またこれからの起るのではないかと、私はかように考へておられますが、その点についても御所見を承りたいと思つておられます。

○水野政府委員 ちょっと先生の御質問に対してそのまゝのお答えになるかどうかかわかりませうが、いまアジアで緊張緩和が行なわれている、緊張緩和の状態が非常に進んできた、特にベトナム停戦後は非常に緊張が緩和された、こういふお話を聞かされても、私はこれは、まあ二つの極が緊張緩和するといふことは、お互いに武装を少しづつ減らすといふことでもあるわけでありませうけれども、そういう意味でも、われわれのうしろに日米安保条約がある、アメリカといふ一つの大きな存在があるといふことが、緊張緩和の中においても日本の安全保障が安心していられるといふことが一つであり、また同時に、日米安保体制があるから私は緊張緩和といふものが進んできたんだと思つておられます。これは、アジアだけでなくヨーロッパでもそうでありませうが、緊張緩和をするといふことは、東西の両陣営がお互いに兵力を減らすとか、あるいは核兵器の使用を制限していくとか、そういう形でお互いにそれを減らしていく

から緊張が緩和されるわけでありませう。決して、一方的にどちらかが突然武装解除をするから、これで緊張が緩和するといふことではなく、むしろそこには新しい戦争のようないんなものが起こる可能性があることは、先生も御承知のとおりであります。

私はそういう意味で、日米安保体制というものを再認識するといふ必要があると思つておられます。しかし、日米安保体制、安保条約があるから何かアメリカに言いたいことが言えない、よく世にはそういう議論もありませんが、私もある時期に、若いころにはそういう考へ方を持つて政治というものをみた時代もありましたけれども、私は現実には必ずしもそうではないといふふうに確信をしております。

○近藤委員 私もある段階まではそうだと思つておられます。しかし、これは、ぎりぎりにまいりますと、やはり最後は、これは私は、アメリカの政治家とか國務省の役人なり、また学者なんかともたびたび議論をいたしますが、そんなことは絶対ないといふのです。安保条約があつて日本を守つてやつておられるから、最後はこれをおどかしをかけていふことは絶対ない、こういふのですが、しかしそれは、まあ最後になつておどかすといふことはだれも言えないだけでありませうから、やはり最後のどたんばになると、これはもうこつちとして言ひ切れなくなるような状況も起こり得るのではないかと、こういうふうにご考へておられますが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○水野政府委員 先生のおっしゃりたいことはわかりますが、ただ、現行憲法の中で日本の安全保障というものを考へなければいけないという大前提は、ひとつお認めいただきたいと思つておられます。安全は軍事の意味がきわめて強くなります。その意味では私は、日米安保条約がいかに不自由で



ております。これは日米安保条約というものは、日本ばかりが得をするというふうにいわれている面もあり、逆にいうと、アメリカばかりが得をしているという面もありますが、私はその両方であると思います。日米安保条約によって極東の平和と安定というものが行なわれていることは、アメリカにとっても利益であるというふうに考えて、私のお答えは御質問にちょっと答えて得ないかと思いますが、この委員会における先生に対する答えはこれで御答をいただきます。

○近藤委員 あと二、三点、ちょっと安保条約について御質問をしますが、先日目の駐日アメリカ大使のライシャワー教授が参りましていろいろ話をしたのですけれども、そのときも、突き詰めていけば安保体制は核のかさである、こういうことを彼も言うわけでありすけれども、それを核のかさだとしますと、ほんとうに大事なことにはアメリカはその核の引き金を引いてくれるだろうかという問題もあるわけですが、これはよくいわれるフランスのドゴールの単独核武装の理論にもつながることでもありますけれども、私はやはりこの点につきましても、アメリカの大統領はまず第一義的にアメリカの国家の安全保障に最高の責任を有するわけでありすから、決して日本の国民を守るためにアメリカの大統領に選ばれたわけではない。ですから、やはりそういう問題が一つあるし、よしんばアメリカは最後の段階で核の引き金を引いたとしても、少なくとも日本に対して侵略を企てる国の側が、そんなことを言わたくしてアメリカは、日本のためにアメリカを核戦争の中に巻き込むなんていう決意はない、そんなばかなことはしないぞというふうに誤解すれば、それだけその限度において、第三国の日本に対する侵略の危険度は高まってあるわけでありすけれども、その点についてはどういふふうにお考えでしょう。

○水野政府委員 日本安保条約があつて、その中で、一つの問題ですが、アメリカの核のかさに入っている、しかしアメリカが引き金を引いてく

れるかどうかわからぬじゃないか、そういう議論があることも承知してあります。しかしアメリカは、この日米安保条約については、これまで何れ度でもそれについては日本にコミットメントを与えてあります。まずこれが一つでございますが、なおかつそういう御懸念があれば、これは決して政府にあるということじゃない、社会的にあれば、それだからこそ私は、今回の日米会談というものが、対等な意味においてアジアあるいは太平洋地域の政治を論じ、そこで日米安保条約も見直して日米の友情というものをしっかりと押えていくというところは必要なことではないかと思つてあります。

○近藤委員 第三点として、私は、いまの安保体制に対して疑義を持つておりますことは、防衛局長もいらつしゃいます、いまの安保体制というものは、言つてみれば、日本が第三国から侵略を受けた場合に、自動的にアメリカを巻き込むような形になつておると思つておる。それがアメリカの核のかさであるかもしれませんし、いわゆるアメリカの第七艦隊の援護という形もあるものでありますけれども、かりにそういう不幸な状態が起つた場合に、最初の段階からアメリカの軍事力を日本と第三国との軍事的な紛争に巻き込ませることが正しいかどうか、問題だと私は思つておる。それは先ほど申しましたように、そういう形でアメリカが、第七艦隊であれ核のかさである、入つてくることによつて、たとへば具体的な場所をあげますが、北海道なら北海道で起つた戦場が地域的にエスカレートして、単に二国間の日本と第三国の争ひじゃなしに、アメリカを巻き込むことによつて、地域的にも國際的にも、また兵器的にもエスカレートの道をたどる危険がある。そして場合によつては、戦争が長引くだけじゃなしに、また日本の全土を戦争に巻き込んでしまふ、そういう危険すらあるのではないかと、か

初からアメリカを入れることは問題であつて、私は、日本と第三国の間に戦争状態が起つた場合

に、むしろアメリカを強力な調停者として、いわゆる和平交渉の話しかけをする、呼びかけをする、そういう役割りを期待すべき面もあつていいのではないかと、いふふうにお考えのわけでありす。これは具体的には国の名前をあげて問題があるかもしれないが、たとえば、端的に言つてソ連が侵略をしてきたような場合に、ソ連に対して強力な話し合ひで仲介する役をとり得る国というのはアメリカしかありませんから、そこで安保体制が、ぶつかつた、はいソ連が攻めてきた、すぐそれにアメリカが入るといふ形に、場合によつては、ある一定期間はアメリカを介入させないで、むしろむしろソ連の間立つて、そういうふうなことはやめろという形で調停をさせることのほうが日本の利益に合ふのではないかと。場合によつては、国の名前をあげて問題かもしれませんが、それが中共に、さらにまた別の側からの調停者といふか、場合によつては、ある程度の役割りを期待するということも考えています。

○水野政府委員 われわれは外国へ兵隊を出した

約に盛り込まれてること以上の信頼関係という精神的な信頼というものが大事でございますから、その意味において、むしろ日米安保条約の意味が薄れていく。私は、そういうふうにお考えないで、ともかく抑止力として非常に大事な存在なんだ、こういうふうにお考えをいただきます。

○近藤委員 まさに政務次官のおっしゃることは非常に私もわかりませんが、しかし同時に、戦争が起つたら安保条約で徹底的にやられるということもわかりす。それが抑止力になるということもわかりす。それが抑止力になるということもわかつておる。それが抑止力になるということもわかつておる。それが抑止力になるということもわかつておる。それが抑止力になるということもわかつておる。

○水野政府委員 先ほどから同じことを申し上げ

土が寸土も侵されたり、あるいは内乱状態になつたりすることを押さなければいけない。そのために日本の防衛力というものは国内問題であるわけであり、同時に、それだけでなく、あらゆる段階の抑止力という意味において、核競争に至るまでの抑止力もありましようし、あるいは間接侵略、あるいは直接侵略ということに対する抑止力も含めて日米安保条約というものを私どもは見直していかねばいけないのじゃないか、こういうふうには私は確信をしております。

○近藤委員 まさに政務次官のおっしゃってられますことは、私たちが安保条約に対して従来理解をしておることをごさいますけれども、ただいま私が申し上げましたような三点について考えてまいりましても、私は、日米安保条約があつて、それだけでいいのだというようにもやばり全面的に信じ切つてしまふわけにいかないのではないか、これはやはりいろいろな意味で議論の分かれることだと思つてあります。ですから、私が申し上げたいことは、従来のような日米安保体制を絶対化するような発想ではなしに――私は決してここで日米安保条約がだめであるということを申し上げているのではないのであつて、日米安保条約も大事であります。しかも政務次官の御説明の中にもございましたように、この日米安保条約がまさにその目的どおり機能するために田中総理、ニクソン大統領の首脳会談に見られるような、最高レベルにおけるところの意思の疎通が大事だ、かように考えるわけであり、しかし同時に、先ほど申しましたように、国内的な考慮を考へてみましても、日米安保条約というものがオールマイティーではない、これがすべてではないのである、やはりある程度限定性というものをこれからの日本の国民は考へながら、あくまでもこれは相対的なものだということを考へながら日本の安全保障政策を進める時期にそろそろ来てゐるのではないかと考へますが、政務次官いかがですか。

○水野政府委員 先ほど来、先生からいろいろ傾聴すべき御意見をいただきました。私も、いろいろな印刷物その他で、そういう御意見もあり傾聴すべきであるというものは存じております。しかし、御承知のように、先ほど来何人も申し上げてお耳ざわりだと思つていますが、日本国憲法の範囲内、そしてそれに許される日米安保条約の範囲内、私どもは日本の安全保障というものを考へていかざるを得ない、こういう現実もまた非常に重要なことをごさいます。同時に、先ほど来申し上げましたことにさらに加えて言わせていただくならば、私はやはり、国民の全体が、よく例にいわれるように、欧州の中立国あたりであるように、国を守る気概というものをしっかりと持つていくということもまた非常に必要ではないか。日米安保条約にたよつてゐるからいいのだというだけではなくて、自分たちで自分の国を守るのだ、寸土も他国の侵略を許さないという気持が大事じゃないか、私はこう思つております。

○近藤委員 まさに政務次官のお話にもあつたわけでありましても、単に法律的な体制の問題じゃないに、日本の国を守る気概を一人一人国民が持つということが大事だと考へるわけであり、繰り返すことになるかもしれませんが、やはり安保体制というものがあつたために、一つの日本の精神的な自立性が少なくも心情的にそこなわれてゐるような面が非常にあります。私は繰り返して申し上げますが、決して安保体制を破棄してしまふのだ、この点において憲法も改正してしまふのだ、そういうことを申し上げておるわけではないのですけれども、しかし、安保体制によつてアメリカにもたれかかつてゐるという、そういう心情にいつまでもわれわれは浸つてゐるわけにいかなくなつてくるのではないかと考へております。そして、そういうものから一歩越えていかない限り、繰り返して申し上げますように、これから日米関係でどんな議論をしましても、結局は日本という国は自分のことしか考へない国である、そういうことにも逆になつてしまふ。経済的なことになるとすぐ飛んで来て、肩をいからせて、また目を輝かせて話をしてくるのだけれども、それ以外の問題になつてくると、まさに貝のごとく口を閉じてしまつて話をしなさい、そういうことだとしますと、いわゆる国際社会の中において日本の持つ役割、ウェイトというものがどうして中途半ばなものになつてしまつたのか、どうしてかというふうには考へるわけであり、

そこで私は、海外派兵の問題につきましても、いろいろ御指摘がございましたけれども、いまの日本国憲法でほんとうにどの程度法律的に禁じられてゐるものか、それとも解釈でいくものかについて、やはりもうちょっと議論をしなければならぬと思つて、さらさらといわゆる報復力につきましても、いまのように、日本は攻めてくる場合には受けるが、しかし向こうの基地をたたくわけにいかないというふうな形、これが憲法に認められた自衛力なんだという解釈、これについても、私はもう一回法理論的にもいろいろ考へてみなければならぬ時期に来ているというふうには考へてゐるわけであり、少なくとも、これからのアジア・太平洋の安全保障体制というものが日本が責任を持つのだという基本的な政策を立てて、そして具体的に日本の自衛隊が海外派兵をするというものがなくとも、少なくともアジアの安全保障体制というものをきめる適當な場を考へて、その中において日本が影響力を持つて発言をするくらいのこととは漸次考へていつていかなるべきではないか。

例が必ずしもいいかどうかはわかりませんが、たとえばヨーロッパの安全保障を保障する方策として NATO があるわけであり、NATO の司令部には各国の参謀が集まつて、そこで議論をしてゐる。同じような形でアジア太平洋の安全保障というものを、これからアメリカを中心にしてアジア・太平洋の国が集まつて議論をするような場に、日本は、現実に自衛隊の海外派兵という

ことはなしにしても、少なくとも戦術、戦略の面で総合的なアジア・太平洋の安全保障政策に積極的に加担する日本としての立場を表明するし、また、その中で日本の利益を守るというふうな、そういうことがこれからはあつていかなるべきだと思つておられますが、ひとつ政務次官並びに防衛局長の御意見を承りたいと思つております。

○水野政府委員 非常に傾聴すべき御意見をいただきましたけれども、なかなかアジア全体の安全保障を日本が考へる――安全保障ということの中には軍事力という意味が入つてまいります。これはなかなか簡単には私は踏み切れる問題じゃないと思つております。

さらにもう一つ申し上げたいことは、ヨーロッパにおいては、同じ国民所得、同じような生活水準、同じような歴史を持つた国家群があつて、その間において初めて同じ立場で NATO 条約というふうなものができ上つておりましたが、アジアにおいては、日本のみが非常に近代国家として経済成長はしておりますけれども、そのほかの国は非常に経済的にも政治的にも発展途上にあるわけであり、それだけに、ヨーロッパのような形で、もしできたとしても、多国籍条約、多国籍間の安全保障ということも考へることもむずかしい。しかし、これすらも私は、いまの日本の憲法その他の諸法律では踏み切れない大きな壁があることを御了解をいただきたいと思つております。

○久保政府委員 日本がアジアの安定に寄与すべきであるということは論ずるまでもないことであり、まして、ただその場合に、日本政府の立場は、軍事的な面での寄与はできないということでは、開始してゐるわけであり、しかしながら、アジアの政府の首脳部の中には、アジアの諸国が軍事的な立場でどういふことをやり合ふべきであるかという提案をしておられる人もあります。また、私どもが白紙で考へるならば、日本の憲法のワクの中で軍事的に何をなし得るかというところは考へることはできません。しかし、現実にはこれをどうするかという問題は、これはやはり政治の問題であ

りまして、政府なり国会なりでおきめただけ  
ば、その範囲内でわれわれがするということ  
かないのでありまして、政府委員の立場から提案  
申し上げるようなものではないと存じます。

○近藤委員 その軍事的という意味ですけれど  
も、それはまさに軍事的な、はっきりいって兵隊  
とか軍艦とか、そういう形ではできないにして  
も、たとえば参謀スタッフとしてそういう知的な  
面で参画することも、憲法上といえますか、これ  
もできないというふうに政府としては考えられる  
わけですか。

○久保政府委員 もちろん憲法のワクの中でやれ  
ることは幾つかございます。いま申されましたよ  
うな軍事的な面では、外国の軍人あるいは日本の制  
服の人たちが集まっていろいろ討議をすることが  
憲法違反であるとは存じません。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

ただ、日米安保体制のもとに、米國との協力関係  
以外は、一応外国と軍事的な協力をどのような面  
でもする立場にはないというのが政府の方針であ  
りますので、こういう面は、何をどの程度やる  
べきか、十分に政治の場で御議論をいただいでわ  
れわれに御指示いただければ幸いというふうに思  
います。

○近藤委員 私は、アジア・太平洋地域の総合的  
な戦略というものをアメリカが立てて、そしてか  
りにアジア・太平洋地域でそういう不幸な戦争状  
態が起こった場合に、アメリカがつくった戦略に  
基づいてアジア・太平洋地域において具体的な戦  
闘活動が展開される、その中で日本の自衛隊は、  
まさにアメリカのアジア・太平洋地域の戦略、戦  
術の中で日本の国土の安全保障、防衛を加担する  
というふうな役割だとすると、私はまさに、こ  
れは非常に対米従属的な防衛戦略、戦略、作戦行  
動にならざるを得ないと思うわけでありまして、ま  
さに、どこをどう守るか、どの島を捨て  
るかというふうな形でも、これはもうそ  
れぞれの國の利害がぶつかってくるわけでありま

すから、そういう意味で、全体のことはアメリカ  
にまかせます、日本は憲法があり安保条約も備  
わっているから、日本のことしかありません、こ  
ういう体制はたいへん従属的であり、きつこと  
ばを使えば國辱的でもある。まさに左翼陣営が  
言っているような、従属的であり、いわば下請的  
な役割しかになれないということにもなり得る  
わけでありまして。

やはり大事なことは、大もとをきめることに参  
加することだと思ひますので、こういう問題につ  
いて、憲法の問題があることも私は十分わかりま  
すが、しかし、憲法の解釈というものは、私はこ  
れから社会情勢の進展に伴ってある程度流動的に  
解釈できると思ひますし、ましていわんや安保条  
約というものは、これ自身は日本とアメリカの取  
りきめでありまして、この形式が絶対不変であ  
るといふような前提に立ってお話をされること  
も、特に首脳会談の場合には私は適當ではないと  
いうふうな思ひわけでありまして。むしろ、まさに  
そういう根本的な問題について、腹を割ってニク  
ソン大統領と話をされること、私は田中総理の  
日米首脳会談に臨まれる本来のあり方ではない  
か、かように考えるわけでありまして。

この首脳会談をめぐっていろいろな論評が新  
聞、テレビ、雑誌その他で行なわれております。  
従来の関係じゃなしに國際間の中の日米関係と  
か、いろいろな美しいことばがたくさん書かれて  
おりますし、そういう御意圖を政府の方々が所持  
ちだとも思ひますけれども、しかし、何か一番大  
事なところを真剣に取り組んでいないという感じ  
を、私はそういういろいろな論評を読みなが  
ら、聞きながら、どうして感じざるを得ない。  
先日日本に参りましたカリフォルニア大学の  
政治学教授であるスカラビーノさんも、もうやっ  
ぱり日本はそういうことを考えないと、何か國際  
社会の中でおとなのつき合いがなくなっていく  
のではないか、どうも何か大事なときはいつも  
日本を除外してやるというふうなことで、ほんと

らに日本の利益のためになるのかなという話をし  
ておりました。

伝えられるところによりますと、今度のワシ  
ントンの会談の中でも、さつきも政務次官のお話  
があったのですが、いわゆるキッシンジャーがニク  
ソンの構想か知りませんが、新大西洋憲章の加盟  
の問題についてもいろいろ話がある、こういうこ  
とでありましたけれども、たとえばこの新大西洋  
憲章に日本が加盟するということになりまして  
も、当然この安全保障問題というものが、やっぱ  
りお互いヨーロッパ諸國でやっているわけであ  
りますから、その中に日本はどういうふうに入るの  
かということがある程度明確にならざるを得な  
い。

また今度は総理が訪ソされてブレジネフと会  
う。ブレジネフはいわゆるアジア安保構想とい  
うものを持っているようでありましてけれども、こ  
のアジア安保構想というものの内容はよくわかりま  
せん。わかりませんが、これは中国を追い出すた  
めのアイデアだとかいろいろ議論がありますけ  
れども、もしもこういう問題について日本が真  
剣に議論することになるとして、日本はどの  
程度具体的に安全保障をどうするのだ、日本はど  
う受け持つのだ、日本は安保条約がございませ  
んか、ここしか受け持てませんという形の中で、か  
りブレジネフのアジア安保構想というものに日本  
がある程度議論としてでも乗っかっていく場合、  
済むものかどうか。

ですから私は、やっぱりこういう問題を、先ほ  
ど防衛局長の話もあつたわけでありまして、これ  
は政府の分野ではないというふうな御意見もある  
ようでありまして。まさに私はこの問題について  
は、われわれ政治家が与野党で本気で真剣に議論  
をしてみる必要がある。安保体制のいろいろな問  
題、また憲法の解釈の問題、さらに進んで、いわ  
ゆる憲法というものはあくまでも日本の国民のし  
あわせのための約束でありますから、したがっ  
て、そのために、現行の形の、現行の表現の憲法  
が万古不易、永久不変のものであるということ

も、私はない。要は、国民のしあわせのために、  
幸福のために、また繁栄のために変えるべきもの  
は変えてしるべきだ、かように私は考えるわけ  
であります。

これは実は、政務次官御出席でございますけれ  
ども、最初に申しましたように、できれば総理な  
り大平外務大臣に直接担当最高責任者としての御  
意見を承りたい、かように私は考えておつたわけ  
でございますけれども、訪米を控えられてのお忙  
しい時間でございますから、そのお時間もないと  
いうことは私としても十分に了いたしました。最  
初に申しましたように、ひとつこの問題を含め  
て、大平外務大臣御歸國のおりにいろいろ御議  
見を承りたい、かように考えるわけでありまして。

最後に一つだけ御質問したいと思ひわけであ  
りますが、先日の例のハイジャックで、私たち國民  
は非常に、何十時間かちよつと忘れましてけれど  
も、毎日毎日夜おそくまでテレビを見て、ほんと  
うにはらはらしておつたわけでありまして、國民  
一人一人、大勢の國民すべてが非常に安堵の胸を  
なでおろしたわけでありまして。日本航空は貴重な  
飛行機を二機失ってしまつたわけ、このことにつ  
いては非常に残念でございますけれども、今度  
のハイジャックが起こつた地域、いわゆるアラブ、  
中近東、あの地域というのは、率直にいって、こ  
れまであまり日本との関係もなかつた地域でござ  
います。先般、中曾根通産大臣お見えになつ  
て、中近東とわが國との経済的その他の友好関係  
をこれから進めていこう、こういうことでござ  
いますし、さらに、いまの最大の問題の資源問題の  
まさに当事國でも地域でもあるわけでございます。  
そういうことも兼ねまして、政府としてこの  
問題について、現地の政府、また住民の皆さん  
その他にも、いろいろ心配をおかけをし御迷惑をお  
かけしたわけでございますので、何らかの形で感  
謝の気持ちをあらわしてしるべきである、かよ  
うに考えているわけでございますが、その点につ  
いて政務次官の御意見を承りたいと思ひます。

○水野政府委員 このたびのハイジャック事件では、中近東諸国に、直接飛行機の着陸した国だけではなくて、直接、間接にいろいろと御迷惑をかかけましたし、非常にそういう国々の御協力でもなく日航機が無事にベンガジに着きまして、乗員が非常に同一髪というような事件でありましたけれども、全員無事に生還をできたということは、対策本部を設置いたしました、新谷本部長以下私どもは非常に喜んでおるわけでありまして、そしてこの御迷惑をかけた国々に対して何か謝意を表明するような使節団を派遣するかと御質問でございますが、これはぜひ派遣をしたいと思つて検討しております。

○近藤委員 これも大事な問題だと思つたので、われわれ国会の側も、全面的に政府のほうに御協力を申し上げたい、かように考えておりますので、十分な措置をとられたいことをお願いいたします。私の質問を終えたいと思つたので、ありがとうございました。

○藤尾委員 加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 アジアに関する若干の重要な問題についてお尋ねをいたします。

まず第一に、北方領土の返還の問題及びシベリア開発の問題についていろいろ新聞等では報じておりますが、外務省で御承知になっておる事態を御説明願いたいと思つたので。

○水野政府委員 北方領土の返還問題は、これまでも政府がソビエト政府に対して、いろいろな機会を通じて要求をし続けてきたわけでありまして、御承知のように、日本とソビエトとの間の平和条約がまだ締結されないのは、問題点はこれだけが残っております。それ以外の、航空協定であるとか、経済貿易協定であるとか、こういった実務的な問題は全部解決がついておりました。これは、一般のほかの国との関係ともいささか異なるだけで、実務的なものでは、先ほど午前中の日中間での議論にもありましたように、領土問題という問題が含まれております。この領土

問題には、齒舞、色丹、択捉、国後という四島の帰属問題があるだけに、ソビエト政府も簡単に承つてこない、こういうわけで締結されていないわけでありまして、しかし、政府としては、今後ともかくねばり強くこの問題には取り組んでいくわけでありまして、当然この秋に予定されております田中総理の訪ソの際にも、この問題は重要課題の一つとして狙上に乗るであろうというふうに考えております。

シベリア開発の問題は、政府の態度は、ソビエトは社会主義体制の国でありますから、国家か、あるいは国家に準ずる機関がそれを担当しておりますが、日本側は民間の企業がやっております。政府としては、ソビエトの当事者と日本の当事者間、現実には、ソビエトの油田の開発であるとか、ヤクーツクの天然ガスの開発とか、こういった問題の交渉が行なわれておりますが、両方の合意ができたところまで政府が、必要な金融措置であるとか、あるいは借付措置であるとか、こういったことについてめんどうを見たい。両者の合意が先決であるというふうに考えております。

○加藤(陽)委員 領土問題がソビエトとの平和条約の一番の難点であるという事はわかつておるのですが、昨年一月にグロムイコ外務大臣が参りまして、平和条約交渉を始めようということをおっしゃるわけですね。日本の国内事情というものはよく知っておると思うのです。知っておるにもかかわらずあんなに発言をしたということは、領土問題について一筋の望みがあるということじゃないかと思つたのですが、その点が一つ。

もう一つは、シベリア開発について私が心配しておりますのは、日本だけ単独でシベリア開発に協力するの、あるいはアメリカも加わってやるのか、巷間いろいろ話がありますけれども、政府としてはどういう方針でやっておられるのか。この二つをお答えください。

○水野政府委員 グロムイコ外相が訪日したときの問題は、御承知のように、向こう側から平和条

約の交渉をしたいという提案をしたわけでありまして、もちろん向こうも、領土問題が難関であると思つておられますから、何らかの希望的な観測も行なわれたいけれども、現実にはそういう提案というものはまだ行なわれておりません。ともかく領土問題というものは、ソビエトでも、単に政府レベルの話よりも、党レベルの話で問題を討議してもらわなければならぬという政治構構は、先生も御承知のとおりであります。その意味では、ブレジネフと話し合える日本のいまの政治の責任者である田中総理の訪ソに、この問題の期待をかけていく以外には方法がないというふうに思つております。

それから、シベリア開発にアメリカの参加を求める気はないのか、また求めることが必要ではないかという御質問は、ごもっともでありまして、日本側はこれまでにアメリカ側との話は、何度かいたしております。アメリカの政府の態度は、やはり日本の政府のようになっておることには、態度でありまして、政府自身がやることではない、アメリカの民間企業がこれに参加することに異議は差しはさまない、こういう態度をとっております。ですからこの問題は、もちろん民間企業の問題の背景には大きな政治的決断といえますが、庇護というものがあろうかと思つたけれども、やはり日本のシベリア開発の当事者である民間企業が、アメリカの民間企業と話し合いをして、その合意の上でソビエトの当事者と三者で話し合いをする、こういう方向が私は望ましかろう。政府間では、これまでアメリカの見解は、何度かたいてきた経過はございますけれども、絶えずアメリカは、異議を差しはさまないという表現で日本側に答えております。

○加藤(陽)委員 事情はわかりましたけれども、私は安全保障上の見地もあって、アメリカが参加しない日本がシベリア開発をやるといふことに非常に疑問を感ずる、心配を持っております。非常に疑問を感ずる、心配を持っております。非常に疑問を感ずる、心配を持っております。非常に疑問を感ずる、心配を持っております。

なしに意見でありますから、それはそれとして、新聞を見ておりました心配になりますのは、松前さんがソ連へ行かれて伝言を受けたというのですが、今度、田中総理が訪問される際に、ソ連は、アジアの安全保障機構というものを、構想というものを打ち出して、これを中心といいますが、これを柱にして話をしようということのようでありまして、これは事実であります。

○水野政府委員 これは日本政府に対しては、まだ正式にきていないわけですが、ご存じない。そのご存じないから、具体的にソビエトのアジア安保構想というものについて政府が解説をするという構想は、コメントをするというものは、非常にむずかしいことではございますが、もしいろいろ伝えられるような内容であった場合にどうするかという仮定の上の議論を申し上げますと、やはりアジア集団安保をもし日本が認めるとして、その大前提は、やはり私は、日ソの平和条約の締結がまず必要であろう、それがあって、ともかく日本もそれに入るから入らないかという議論をする立場にならう、これが第一であります。さらに、その段階でもう一つ私どもが考えなければいけないことは、アジアのすべての国が参加できる。これは、このアジア安保構想が中華人民共和国を何となく敵視しているというふうなふうな伝えられておりますが、もしそうであるとしても、中華人民共和国も含めて参加をできる体制であるということ。あるいはさらに、アジア地域の、これは先ほど日米安保条約の議論にもありましたように、平和と安全に非常に深い関係を持っております。アメリカの参加ということも、日本としては考えなければならぬことではございます。同時に、この種類の新しい機構が、いま、たとえは申し上げませんが、日米安保条約のような二国間のいろいろな取りきめというものに矛盾しないという、この三つの大前提が含まれていなければ、なかなかこのアジア集団安保構想というものは現実の日の目を見ないのじゃないか。しかし、ソビエトがこういうものを提案してきたということは、ヨーロッパ

においても、ヨーロッパの全歐の集團安全保障という提案をしておりますから、私どもは、注意深く、特にヨーロッパのほうは比較的具体的でございますから、一つのパターンとして注目はしていただきたい、こういうふうに思っております。

○加藤(陽)委員 私、松前さんの報道を読んで、非常に心配しているんですよ。まさかソ連と外務省の間で秘密裏に交渉があつてはと思ひません。思ひませんけれども、いきなりモスクワの首脳会談であつたものがきまるといふことになりましたら、これはたいへんなことなんです。そこで、若干いま詰めておきたいと思つておす。大體の原則は、いま水野さんがお話になつて、私も了解をするのですが、いままで公にせられておるソ連の構想というものを中心にして、若干皆さん方の御意見を承つておきたいと思ひます。

私の知つておる範囲では、相互不可侵だとか内政不干渉であるとかいふふうなことを言つておる。しかし、こんなことだつたら、これは国連憲章に書いてあるとおりなんです。これは国連憲章に書いてあるとおりになんです。国連憲章の原則に何も反しない。何のためにアジア安保体制というものを言ひ出したのかという点に、私は非常に疑問を持つわけなんです。ことに、既存の条約体系というものを認めないのかという点に、つきましても、ソ連は、既存の条約体系の上につくるといふふうな言ひ方もしてはいるように思ふ。中共は、そうじゃないんだ、いままでの条約関係というものは全部やめて、新しい構想でいくなだといふふうな言ひもしてはいるように思ふ。この辺が非常に大事なことで、いまも政務次官がおっしゃつたように、日米安保条約を認めた上でアジア安保構想になるのかどうか、これが非常に基本的な問題なんです。

もう一つ心配になりますのは、アメリカが入るのか入らぬのかということなんです。どうせ安全保障機構を考へます以上は、きれいなことじゃ済まぬわけなんです。安全を保障するために必要な場合には力を用いるという保障がなければい

ぬわけなんです。この保障を考へた場合に、いまアジアの国といはれてる國を集めてみても、ソ連一國に拮抗できるだけの力を持つてゐる國はないですよ。全くへたをしますと、ソ連のためのアジア安保体制というのにならぬかと思ふ。その辺の点は、いままで公表せられたものに基つて、これとこれとどういふ点はだいいじょうぶだとか、こういう点ははつきりしない、心配な点があるんだといふふうなことを、これは国民の前にひつと明らかにしてもらいたいと思ひます。

○水野政府委員 このソビエトのアジア安保構想というのには御承知のように、コワレンソ連党中央委員会日本担当員が松前重義氏を通じて何か提案したといふふうな文に伝えられておる。これ自体が正式の外交ルートに乗つてきたことではございません。さらに、私が聞いております範囲で——これはちょっと速記をとめていただけますか。

○藤尾委員長代理 速記をとめてください。  
〔速記中止〕  
○藤尾委員長代理 そうしますと、これは正式の話ではない、今度の田中訪ソにつきましても、ソ連のアジア安保構想というものが中心的な議題になるというふうなことは、いふふうな了解していいですか。

○水野政府委員 総理訪ソの議題というものは、日本側として予想される問題、あるいは話をしたいといふふうな領土問題のような問題はありませんが、正式には日取りもまだきまつておりませんが、この議題について協議をされておると思ひます。

○加藤(陽)委員 一応それなら安心いたしました。その次にお聞きしたいことは、いま竹島の問題はどうなつておるのか。

○古田(健)政府委員 竹島はわが國の固有の領土であるわけでございますが、韓國側はまた自國の領土であるといふ主張で、この点におきましては、双方の見解が対峙して紛争の対象にはなつておる。昭和二十七年にいわゆる李承晩ラインといふものができまして、先方は竹島をその中に組み入れてしまつたわけでございますが、その後少したちましてから、向こうのほうに駐在の人数を置いたりしておるわけで、わがほうはこれに對して繰り返し抗議するとともに、またわがほうから巡視艇を派遣しまして、その情勢を見守つておるわけでございますが、基本的には平和的に解決したいといふことでございまして、日韓間のいろいろな懸案がだんだん片づいていきますと、さらに今後、日韓間に紛争解決に関する交換公文もございまして、最後にはそういう手段によつて円満な解決がはかられることを希望するわけでございますが、現状は遺憾ながら先方が不法占拠しておる、わがほうはこれに對して抗議しておるという形でおるわけでございます。

○加藤(陽)委員 これはすいぶん長い話なんです。私、非常に不満なんです。いまお話を聞きますと、韓國に對して抗議を繰り返しておるだけですか。これを國際司法裁判所に訴えるとか、あるいは國連の安保理事會に提出するといふふうなことはなぜお考えにならないのですか。

○古田(健)政府委員 それは最後の手段としてそういう方法を考へなければならぬといふことは考へておられますけれども、タイミング、もう少し情勢の進み方を見てということでお考へておる次第でございます。

○加藤(陽)委員 私が言ひましたのは、國連の安保理事會に提案をするとか、あるいは國際司法裁判所に訴えるといふことは、これは國際連合憲章で認めおることなんです。平和的な解決の方法なんです。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕  
韓國に抗議を繰り返すこともけつこうですよ。けつこうですが、こんなに長いことほつておいて、私は日本の國民の大多数は非常に不満を持つておると思ひます。政府は何してゐるんだといふふうな気持ち強いんじゃないでしょうか。もうそろそろ決断をして、そういうふうな効果的な手段

に訴えることを考へられるべき時期ではないかと思ひますが、いかがですか。

○水野政府委員 加藤先生のお話は非常にこもつともな話だと思ひます。しかし、私がここで、いま決断を申し上げるか申し上げないとかいふ立場ではございせんが、先生の御趣意につきましては、政府部内で積極的に検討させていただきます。

○加藤(陽)委員 いまの御答弁で、ぜひそりやつていただきたいと思つておるのですが、その次に尖閣列島の問題ですね。沖繩が復帰しますときにいろいろ新聞等にも書いてありましたが、いまあれについてはどこからもクレームは来ていないわけですか。

○古田(健)政府委員 尖閣列島はわが國の固有の領土であるといふことは、わが國の歴史的な状況のみならず國際法上に照らしても明瞭であるといふことを確信しておるわけでございます。従来どの國も、あの諸島のわが國に對する帰屬に關しまして疑義をはさんできた國はなかつたのでございまして、昭和四十五年の夏ごろから、エカプエの報告によりまして、あの近海に石油資源がありそらだといふふうな話が出ましてから、中華人民國政府及び中華人民共和國政府のほうから、あれは自國の領土であるといふような主張がなされてきたわけでございますが、その後、先方の考へはさうであると思ひますが、特に目新しい動きは現時点においては、われわれの立場は一貫して、尖閣諸島は日本の固有の領土であるといふことを考へておるわけでございます。

○加藤(陽)委員 沖繩の本土復帰の直前に中華人民國政府が、私の承知しておる範囲では、向こうの官報ですか、公報に掲載して、何県とかの所轄だといふことを発表した、調査隊を派遣するんだといふふうなことが當時いわれておりましたが、そういう事実はございせんか。

○古田(健)政府委員 先方は、昔のそれぞれの政府が出しておりました地図によりまして、尖閣諸島は日本の領土に記載しておりましたが、最近、

先ほど申し上げましたような時点から、急進行政的に自国の領土であるということを示そうとする手段をとったということは承知しております。また、御指摘の調査団を派遣しようという動きがあったという情報は得ておりますが、現実にもいろいろな情報は得ておられないという状況でございます。

**○加藤(陽)委員** それならそれはけっこうですが、あくまでも尖閣列島は、言うまでもないことですが、日本の領土なんですから、その主張が国際的に承認をせられるようにこの上にも御尽力をお願いしたいと思います。

**○吉田(健)政府委員** マラッカ海峡は、言うまでもなく非常に重要な海上交通路の要衝に当たっておりますのでございまして、ただいまおっしゃいました沿岸三方国は非常に重大な関心を持つのみならず、私たちが非常に関心を払っておるわけでございますが、国際管理という具体的な議論は出ておりませんが、一番の問題は、あそこが国際海峡なのか。また、現在主張されておられますそれぞれの国の領海の範囲というものとこの関係からどうなるのかという問題がございまして、今後、海洋法会議とかをいろいろと取り扱いはあるのか、またそこを通航する無害航行権はどうか、その他の通航権はどうなるのかという問題が、その時点において具体化されてくるというふうに思われる次第でございます。

**○加藤(陽)委員** 数年前に、日本が関係国の同意を得ましてマラッカ海峡の調査を行いましたね。あれはその後どういふふうになっていまいか。

**○吉田(健)政府委員** 一九六九年に、沿岸三方国、マレーシア、インドネシア、シンガポールの

三方国の要請を受けて、わが国が予備調査を行ないまして、翌年、七〇年に第一回の精密調査を行ない、七二年、昨年第二回の精密調査を行ない、本年第三回の精密調査を行なうということ、現在、先方と細部にわたって交渉中でございます。この合意ができましたら、日本の技術をもつて、マラッカ海峡の安全航行、汚染防止、海深をさらに深くするとか、航行範囲を広げるとか、灯台、標識を設置するとか、そういった安全航行その他に関する具体的な措置をさらに進めていく、過去の三回の調査で非常に成果をあげておる、かように考えておるわけでございます。

**○加藤(陽)委員** いまおっしゃった安全航行と汚染の防止というふうな事は、日本がやるわけですか。あるいは三方国が日本に依頼をしてやるわけなんですか。いまだどういふ考え方なんですか。

**○吉田(健)政府委員** これは、三方国の要請を受けて、日本の技術をもつておられたことに関する精密測量を行ない調査を行なって報告を出すというものでございまして、最終的な責任の所在とかそういう問題は、まだ未定の部分があるわけでございます。とりあえず必要なことは、マラッカ海峡を大型タンカーが通れるように、衝突が起らないように、汚染が起らないようにすることを考えなければならぬということで、わがほうの技術面からの協力を提供して、先方の要請を受けて協力を提供して、そういう姿勢でございます。

**○加藤(陽)委員** ASEANの五カ国のこの問題に対する態度というものはどうなんでしょうか。

**○吉田(健)政府委員** ASEANの五カ国は、先ほどのシンガポール、マレーシア、インドネシアが直接マラッカ海峡の沿岸三方国でございますが、あとフィリピンとタイが入っておりますが、フィリピンのほうは直接関係がない。タイのほうは、現在、あそこはクラ地峡というところのマラッカ海峡と並行して運河をつくらうというふうな構想もだんだん具体化しておるわけ

でございますが、場合によっては、この沿岸三方国の中に関心を示して入ってくる可能性はあるかも知れませんが、マラッカ海峡自体の問題は、現時点では沿岸三方国の問題として取り上げられておるわけでございます。

**○加藤(陽)委員** ASEANの問題に移るわけではございますが、このASEANのいわゆる中立化構想ですね、これに対して、日本の政府としてはどういふふうな考えでおるのでありますか。ジュネーブの軍縮委員会における日本代表の演説を讀んでおりましたら、何かこれに協力をするというふうなことが書いてありましたが、これはどういふ態度なんですか。ASEANの中立化構想に対して、お伺いいたします。

**○水野政府委員** ASEAN諸国の考え方というのは、ASPAC以後のアジアの新しい方向として注目されておりますが、日本がこれに協力していくというものは、日本が直接参加するという点ではなく、向こうの合意があれば経済的な点でごめんとお見えていく、そういうことを考えて提案をしております。それらの諸国は、日本を含めて大アジア諸地域に対する干渉と見ている立場でございますから、日本があまり積極的に関与して金を出さずから入れるとかいうような形では接近がたい。しかし同時に、経済的に何かをしてもらいたいという気持ちもそれぞれ持っております。向こうの合意があれば、いろいろな具体的な話も出ておりますが、この場でお話しをいたしたいと思っておりますが、経済的な点を見ていただきたい、という態度でございます。

**○加藤(陽)委員** 私も、経済的にめんどうをみるというものは、いいことじゃないかと思っております。ただ、アメリカのアジア政策というものとASEANの中立化構想というものが、どういふふうなマツチするんでしょうか。アメリカのアジア政策として、ASEANというものが中立化することをアメリカは希望するんでしょうか。あるいは好まないんでしょうか。その辺はいいかがですか。

**○吉田(健)政府委員** ASEANの中立化構想というのは、本質的には、ASEANの五カ国が、大国主義を排除して、自由と平和と、その周辺に大きな国があるわけでございますから、そういった国にわざらわされたいような方針で自分たちの自主的な地域協力を進めて、自立的な力を強めていきたいという念願に基づいて発足しているものでございます。その方向自体はたいしては、私はけっこうな方向ではなからうかというところで考えております。アメリカもそういう意味で、こういつた東南アジアの国々が自立、自主的な方向に力をつけていく、その立場から相寄って話し合っていく、そういう地域協力を強めていくという点に対しては賛成しております、かように考えるわけでございます。

**○加藤(陽)委員** そうおっしゃいますけれども、結局、アメリカ、ソ連、中国という大国がこれを見てどうするかということに非常にかかってくるわけですよ。いまASEAN諸国はそういう方向で進んでおても、ソ連は着々として軍事力を東南アジア方面へ伸ばしているわけですね。その際、アメリカは黙ってこれをほっておいていいのかという問題が私には気になるわけですが、いそいでいそいでいそいで、日本の立場から見ても、ソ連はソ連で伸びていって、ASEANはASEANで中立化構想を実現していきたくれというところではないでしょうかという疑問があるんですが、その辺はいいかがですか。

**○水野政府委員** これは一つの国際情勢の分析でございますけれども、ソビエトが、たいていインドであるとか、今度独立したバングラデシュであるとかその他の国に対して、いろいろな艦隊の寄港権といったものを獲得して、インド洋で一つの軍事的な情勢をつくっていることは、日本が直接確認したということではなくて、いろいろな報道機関から報せられております。私はこの結果が一つのASEAN諸国の中立化構想になっ

た。また、ASEAN諸国の中も利害関係があるにもかかわらず、ともかく団結をしている、私はそういうふうに見ておきます。これに対して、もっとアメリカなりそのほかの国がこ入れしなくちゃいけないだろうという考えもあるかも知れませんが、現実には、アメリカの東南アジアの政策というものは、このASEAN機構をむしろ見守って育てていくほうがよろしいというふうに見ているのではないかと思います。日本がまたそれ以上にこれに参加、介入することはできない問題じゃないかと思えます。

○加藤(陽)委員 いまおっしゃったことが私の言わんとすることなんですが、ASEANの中立化構想、これはそれ自体はいいでしょう。しかしソ連は、それをまだ保障も認めもしていない、ほとんど軍事力を伸ばしていつておる。中国がこれからどう出るかわかりませんが、ASEANに非常によくかかっている立場というものは、私は非常にむずかしいと思うのです。その際に、いわば日本だけが先走りをして経済的な援助をしていくということがはたしていいのかわからないこと、私は疑問を持っているものだから御質問をしたわけでありました。

○水野政府委員 先ほど私の申し上げたことはことばが足りなかつたかと思いますが、援助といいますが、向こう側から要請があつた、各国の承諾があつた。非常にわずかのことでありますが、ともかく援助をしてみてほしい、事務局の人員費というふうなことで要請があつたので、各国の異論がなければそれで御援助申し上げる、決して日本側からその反対給付をほしいとも何とも思っていない、こういう形の援助であります。金額も非常にわずかなものであります。

○加藤(陽)委員 わかりました。現状においては私はこれでいいと思うのですが、これからのASEANに対する態度というものはやっぱり慎重でなければいけないということをお願いしたいと思います。その次に、セイロンが提案しましたインド洋の

平和地帯案ですね。これは国連で特別委員会をつくらせてやっておくというふうな聞いておきますが、これはいまだどうなっておりますか。

○影井政府委員 御承知のとおり、これは一昨年の国連総会におきましてスリランカが提案いたしました。その提案を受けまして、昨年の国連総会での研究のために特別の委員会をつくるということになりました。現在、日本、中国、インド、パキスタン、スリランカ、オーストラリア、それから一部のアフリカの沿岸国、十五カ国から構成される委員会が発足しております。日本はかねてこの構想に對しまして、これが究極的に望ましい姿である、ただし、これを實現するためには、現実からその理想の姿に持つていくためには非常にいろいろの問題があるというところを指摘しております。そのうちの一つが、まずインド洋平和ゾーンにどういふ国が関与してくるかということ、これが一つの問題でございます。それから、インド洋の平和ゾーンで一体公海自由の原則あるいは船舶の航行の権利ということはどういうことになるかというふうな、非常にたくさん問題があるというところを指摘して、この提案に賛成し、またこの特別委員会のメンバーとなつたわけでございます。これを受けて今年二月の末から六月の半ばにかけて、この委員会は前後八回にわたつて開かれております。ただし、そのうちの大部分はこの委員会の議事運営をどうするかというところ。また残りの部分は、日本が指摘いたしましたようないろいろな問題の指摘ということに終りまして、現在までに実質的に、この平和ゾーン實現のための動きと、そちらの方向へ動いたという状況には、まだ達していないという事情でございます。

○加藤(陽)委員 よくわかりました。やはり最近の新しい動きとして、私、申し上げたいことは、アジアの小さな国々がお互いに地域協力を固めていこうとして、意識的に自分たちの安全と平和を守つていこうという動き自体に対して、私は日本として好意的に見守るべきだと思つ

て、ただ、やはり大きな世界的な視野に立つて考えますと、ソ連がどう出るか、アメリカがどう出るか、中共が今後どういふふうな対策をとるかというところで非常に影響されると思うのです。好意的に見守りながらも、日本としては先づ上げて、質問を終わります。

○三原委員長 奥田敬和君。

○奥田委員 午前中以来、対中国、対アメリカ、またいまは、対ソ、まあアジア関係を含めての真摯な質疑が行なわれたわけでありまして、私も主として今度のハイジャック事件から中近東における外務省の機構、そういう二面に少し触れてみたいと思つておられます。

今度は国際線で起きた初めての事件ではございますけれども、この中に日本人が一名含まれておりました。これはたいへん大きなショックでございます。しかし、これを契機に、外務省の機構問題を含めて、いろいろの問題が出てきたように私は思つておられます。

質問の前後に、最近、ポスト・ベトナムをめぐつて、何かペルシヤ湾が世界の火薬庫になるのじゃないかといったような論評が、各種のマスコミ報道を通じてなされておりますけれども、わが国にとつては石油資源の九〇％を仰いでおる、こういう状況踏まえて、最近のイラン、イラクを中心とする情勢を少し簡単に御説明願えたらお答え願いたいと思つておられます。

○中村説明員 アラブ湾を中心とした地域の政治的現状を簡単に御説明申し上げますと、ただいま御指摘のように、石油の問題が非常にクローズアップされてきたわけですが、特に日本との関係では、御高承のとおり、日本の大部分の石油は輸入にたよつておられます。そのうちの大部分は八割以上というものをこの中近東の産油国にたよつておるということで、特に私たちにとりまして非常に関心のある点でございますが、最近のこの地方は、イスラエル・アラブ問題がいまも解決されないうままに続いておりますもの、何となく

膠着状態のようなありさまになつておまして、それとの関連におきましても、アラブ、イスラエルの間の問題よりは、湾岸地方の石油を中心とした情勢というもののウェイトが非常に上がつてきたということでございます。

ここをめぐりまして伝えられておりますところは、米國がイランあるいはサウジアラビア、クウェート等に対してこ入れをやつておるのじゃないか。他方ソ連のほうも、主としてイラクを通じて、このアラブ海の方に勢力を伸ばすことを考えているのではないかと、いろいろなことを中心といたしまして、米ソ両陣営が、このアラブ湾をめぐりまして、勢力の角逐をやつておるであらうというふうな推測され、話題になつておるわけでございます。ただ、その辺の事態につきましては、いろいろ見方もございます。したがうして、私も、その辺の両陣営の角逐が非常に熱気をはらんで激しいものになつておることは必ずしも思つておられませんけれども、そういう要素が、そういう点から私どもも大きな関心を持つて重視しておる次第でございます。

○奥田委員 いま、大きな関心を持つておられるけれども、詳しい状況はわからない、しかし、いますぐどうのこうのといったような熱気をはらんだ情勢ではないだろう、要約すればそういうペルシヤ湾の情勢のお話であつたと思つておられます。基本的には、いまお認めになりましたように、この産油国に、日本の石油資源のほとんどというよりも九〇％近くをたよつておるわが国にとつては、今後の資源外交を控えてたいへん重要な地域であるということも当然思つておられます。しかも、いま一部御指摘がありましたけれども、イランあるいはサウジアラビア、クウェートといったところには、アラブ石油、アラビア石油があり、わが国の資本もたくさん入つておられます。これがアメリカに近い線であるという動いておる、イラクはソ連に比較的近い形で軍事基地の拡張を

はかつておる、イラン、イラクの国境の河川問題、シヤテル・アラブの問題をめぐって、ある意味においてはたいへんな緊張状態をかもし出してきておる。またイラン、クウェートの間にもいろいろな国境紛争が介在しておる。こういった意味で、非常に重要な地域であるにもかかわらず、いまのお答えを聞いておる段階では、中近東諸国に關してあまり的確な情報が入ってないように私は思います。

いま中近東二十二カ国ありますけれども、外務省は一体どれだけが在外公館をここに持つておるのですか。

○應取政府委員 二十二カ国のうち十五カ国に実館を有しております。アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、レバノン、アルジェリア、スーダン、チュニジア、モロッコ、リビア、エジプトでございます。したがって、残りの国、すなわちアラブ首長国連邦、カタール、オマーン、バーレン、ヨルダン、イエメン、南イエメンにはまだ在外公館を設置しておりません。

○奥田委員 そうすると、いま問題の起きたドバイのアラブ首長国連邦、あるいは、いまお話しになったように、カタール、ヨルダン、オマーン、バーレン、イエメン、こういったところにはまだないということですね。いま起きたハイジャックはもちろん中近東アフリカ局の所管で、即応体制で相当動かれたと思えますけれども、一体、こういった国際線で起きるハイジャックは、いやなことですけれども、当然予測されたことでもありましようし、これらに対しては外務省としては、ハイジャック対策といえますか、どういふ即応体制を持つておられるわけですか。

○水野政府委員 ハイジャックが起るまでの体制というのは、外務省の問題ではなくて、運輸省、日本航空の問題だと思えます。しかし、起こった際にどういふ措置を講じたかというお答えを申し上げて、ちよつと御質問と違いますが、かんばんをしていただきたいと思えます。

たとえば、あのドバイというのはアラブ首長国連邦でございますが、いま官房長から申し上げたように、実際に実館が置いてございませぬ。ですから、通信施設その他というものは全くないわけですね。しかし、こういった国も国交が現地へ行っている人たちがおりますので、首長国連邦はクウェートが兼務をしておりますが、クウェートから人を派遣いたしましたして、手の足りないところは、そういう人たちを動員して手を打つ。あるいは、実際に公館がございませぬ、先生御指摘のように、大使館とは申しませぬけれども、大使以下三人とか四人とかいうような、正直申し上げると、欧米の大使館とは比べものにならない陣容でございます。その人たちを、たとえば飛行機がどこへ着陸するかかわらないというときには、実は全部の飛行場に館員を待機をさせまして、イラクのパクダッドにもおられるかもしれないということで待機をさせました。これは断られて次のシリアのダマスカスに着いたわけでありまして、着いたときには、こつちの大使館から人を出して、とにかく交渉ができるようにしておいたわけでありませぬ。

それから、そういう指示をするのにも、具体的には私はこまかく知りませんが、大使館によっては、英米仏独などの大国の大使館は、大体自分の施設を持つておりますが、日本の大使館は開設が間もなく、また予算上の問題もありまして、まだそういう通信施設を持つておりません。でございますので、ときには大使館員が電報局へかけつけるということもあるわけでありませぬ。そういう不便な状況でございませぬけれども、今度の際には、英米仏独などの在京の大使館の通信施設を頼んで借りまして、在京の大使館から、たとえば現地のアラブ首長国連邦のイギリスならイギリスの大使館の通信施設へ電報なり電話をかけて、通信連絡をとったということもいたしておられます。ともかく非常に弱体でございませぬけれども、あの地

域、飛行機がどこにおられるかわからないものですから、全部を動員いたしましたして今度の事件に対処したわけでございます。

○奥田委員 政務次官、追及するという意味ではなくて、どこにおられるかわからないというのは、それはしろうとですよ。アラブゲリラにハイジャックされてどこにおられるかといったら、大体見当がつくのです。私なんか予想は間違いましたけれども、きつとこいつらはリビアに行くだろう、トリポリの空港のほうに行くだろうと思つたけれども、それは違いました。結果においてはベンガジのほうに行きましたけれども、リビアに最後のには行つた。これは、私のような中近東情勢に対してちよつと関心のある者だつたら、大体どの辺りというものはあれるので、中近東二十二カ国のどこにおられるかわからぬなんて言つておられる。そういう意味じゃないと思つておられる。私はそういう形は非常に残念に思つておられる。特におられる、パンアメリカン、あるいはトランスワイルド、あるいはBOAC、ルフトハンザ、全部ハイジャックされて、過去のこういつたハイジャック事件に關するいろいろな情報は、決して人ごとじゃなくて、もう少し考へておかれる体制が必要だと思つておられる。

それじゃ、ちよつとお聞きしますけれども、答弁は簡単でいいですが、このアラブ首長国連邦の日本大使館はありますか。

○應取政府委員 アラブ首長国連邦は、法律的にはございませぬけれども、先ほど政務次官の御答弁にありましたとおり、実館はございませぬで、クウェートにおります大使が兼轄しておられる形でございます。兼轄でございませぬので、ときどきその地に行つてみるということでございます。

○奥田委員 先ほど二十二カ国中十五カ国にあれだと言いましたけれども、残つたヨルダンとかオマーンとかイエメン、こういったところは東京に公館を持っていますか。

○中村説明員 大体は持つておりませぬけれども、中には持つておられるところもございまして、カタールは東京に最近大使館を開設いたしました。

○奥田委員 この間のドバイは、いま官房長のお話によると、クウェート大使館兼轄である。一体クウェートからドバイへどれくらいの間隔がわかりますか。すぐ空港を閉鎖したようですけれども、連絡をとつてすぐ外務省がクウェートからかけつけるまでは。

○水野政府委員 飛行機に乗れば二時間でございませぬが、あれはローカル線ですから、便をつかまえるまでに時間によつては三時間なり五時間かかる、あるいは六時間かかるというふうなこともあります。

○奥田委員 それは空港も閉鎖されたようですけれども、あれですけれども、大体二十時間ほどかかるように聞いています。ろくに便もないわけですから、ですから、これはクウェート大使館が全部管轄されておられるのはけつこうですけれども、私は、ここでどういふことを次官に質問するといふ形になると、何か追及がましくなりますが、二十五日付の朝日新聞、見出しが「大使の優雅な生活」といふ形で、クウェートの大使が当時は日本に来ていましたね、今日十一月まで中近東の大使会議が開かれて、十日後に、休暇で帰られなかつたのでしようけれども、これはいいとして、ハイジャック事件が起きてから相当の時間がたつているのに、中近東大使の中で連絡がとれなかつた。個々の名前があげませぬけれども、したがつて、この問題が起きてから在外公館の、しかも大使ともある人が、日本へ休暇で帰つていても、いついかなるときにどういふ事件が起きるかかわからないときには、外務省の即応体制はどうなつておられるのかとさつき聞いたのは、こういった形の連絡が実際にだらしなかつた。したがつて、日航の社長が飛び立つときの便に、あなた方は間に合わなかつたでしよう。その点についてはこのニュースは間違いないと思つておられるか。





る必要があると思えますけれども、これは次官と  
うでしよう。

○穂崎説明員 御指摘の点でございますが、確か  
に一回限りの旅券で出まして帰ってこない方は相  
当いたします。これは観光目的その他で出ましてその  
まま方々の国を回るわけでございますが、ただ  
その場合に、それではかりに三年なら三年という  
期限がありましてチェックいたしまして、おまえ  
は期限を延ばさないということをかりに言うとい  
たしまして、その場合どうい理由で期限を延  
ばさないかということ、一つは憲法に規定され  
ました移転の自由という問題もございまして、や  
はり憲法との関連で、その人が日本へ帰らなけれ  
ばいかぬ、要するに旅券の更新を認めないとい  
うに足るような十分な理由がなければいかぬとい  
う点を考えますと、一回限りの旅券に期限を設けま  
すこともきわめて慎重に検討しなければならぬ  
のじゃないか、そのように考えます。

それから他方、最近では旅券で旅行する方が  
非常にふえました。いま日本は海外へ出る人が非  
常に多いのですから、いつでも出られるように  
ということ、旅券をとりかえたりする人が非常に  
おられます。したがって、この場合は、先ほど  
申し上げましたように、五年という期限がござい  
ますので、五年たつて帰ってくれば、とにかくそ  
れで期限が切れるわけでございますから、もう一  
回旅券をとり直さなければいかぬということにも  
なっておりますので、そのようなことを考えまし  
て、現在の体制、御指摘のような点はございま  
すけれども、いま申し上げましたようないろいろな  
問題を含んでおりますので、なかなかむずかしい  
問題かと存じます。

○奥田委員 これはやはり政務次官、答弁聞いて  
おつたらあのおりでしよう。それは憲法で移転  
の自由も保障しなければいかぬでしようけれど  
も、それじゃ旅券は五年間の年数制限がある  
。観光目的でそんな五年も六年も行っているは  
ずはないでしよう。そんなもの大体おかしいくら  
いのもです。観光目的なら観光目的で、そん

な長期という形じゃなくても、大体一年あるいは  
半年というような、観光目的なら観光目的に沿っ  
た形である程度期限を切る、そういう措置が政治  
的にとられていっても、憲法違反にも何にもなら  
ぬと私は思うのですが、これは法解釈の面であ  
る議論のあるところでしようけれども、ただ  
単にそういう理由だけで帰国するまで制限がな  
い、それに対するいろいろな意味での罰則規定と  
いうものがなかなか整っていない、こういっただ  
がハイジャック事件等を契機に明るみに出てき  
ましたけれども、そういう人たちが海外におけ  
る犯罪を犯し、そしてその国にも迷惑をかけ、また  
日本人の信用を失墜するというケースも、私はや  
はり考えていっていただきたいのです。

旅券の偽造が最近非常に多いことを聞いて  
おりますし、そして彼らが出た場合の旅券なん  
かおそろく偽造関係でやられている。海外逃亡す  
る機会もあるのじゃないかと思っております。こ  
この偽造旅券の防止対策について外務省は積極的  
にどうい手講じておられますか。

○穂崎説明員 昨年ロッド空港の事件がございま  
したときに、現実に使用された旅券をわれわれ調  
べまして、これが偽造であるということがわかり  
ましたので、現在計画しておりますが、今回は偽  
造がよりむずかしい旅券をつくりまして、来年に  
なりましてこの新しい旅券に切りかえらる。ただ  
し、現在使っております旅券はもろもろそのまま  
流通するわけでございますけれども、すべての旅  
券が新しい旅券に切りかわった段階においては偽  
造は一〇〇%できないことになるとかと思いま  
す。いずれにいたしましても、来年から新しい旅  
券を使う計画をいたしております。

○奥田委員 それは初めて聞きますけれども、そ  
れは透かし入りの日本の技術、しかもお札に使  
っているような紙を使って、当然、偽造防止のため  
に最大の努力をするということもたいへん大事だ  
と思えます。来年一月から大体新しい旅券が発行  
できるかと解釈してよろしいわけですね。

○奥田委員 これはやはり私は大事なことだと思  
います。

いろいろ質問したいこともありますけれども、  
アジア局に次長を置こう、従来の参事官二名の一  
名をそれに振り当てるようにという今度の設置法  
の改正であるわけでありまして、アジア局  
は非常に広範な守備範囲なんですけれども、アジ  
ア局長、現在のアジア局の機構、一局六課です  
か、この中で、私たち日本と一番関係の深いアジ  
アの二十数カ国が、分裂国家も含めてあると思  
いますけれども、これから対アジア外交を展開す  
るにあつても、いまほど言いましたように、いろ  
いろな海外渡航の急激な増大、あるいは海外在留  
邦人に対する情報収集、こういった面からこれから  
の機能を果たす上においても非常に大事だと思  
います。たとえいま中近東アフリカ局とかそ  
ういったいろいろな機構と比べて、アジア局の守備  
範囲というものは一局で今後とも十分やってい  
けるという状態なんですか。

○鹿取政府委員 先生御指摘のとおり、確かにア  
ジア局は地域も広大でございますし、また日本と  
の関係も濃密でございますので、他の局または他  
の地域局に比しまして、仕事の質、量ともに多い  
ということ、まことに先生御指摘のとおりで、  
われわれも内々に、場合によってはこれを二局に  
したほうが適当かどうかも研究したわけござ  
います。しかし、いまのところわれわれの一応の  
考え方をいたしましては、やはりアジア外交とい  
うものものを一体的に扱ったほうがいいのではな  
いかという考えでございますが、したがって、  
いまこの設置法の改正で御審議をお願いいたして  
おりますように、アジア局はアジア局としてその  
ままにいたしまして、そのアジア局長の下に次長  
を置いて局長を助けるというような体制を考  
えて法律の改正をお願いしているような次第ござ  
います。

○奥田委員 質問をこれで、ピンチヒッターで終  
わりますけれども、まあ結論から言うと、先ほど  
の中近東、ここは日本にとって非常に大事な地域

である。したがって情報収集でも、それはクワイ  
トに兼務させておくこと、けっこうですけれども、そ  
ういったわずかなあれによって、大きな対外的な  
資源外交の、あとにほぞをかむようなことがない  
ように、私はやはり、これからの情報収集は、人口  
とかそういう意味じゃなくて、中近東に在外公  
館の充実をはかってほしい、そのことが第一点。  
そしてその長期滞在者を含む在留邦人のあるい  
はお世話とかいろいろの面を通じて、私はおそ  
らくいま外務省に御答弁を求めれば、永住者は別と  
しても長期滞在者は大体世界で何万名でございま  
すというお答えは返ってくると思えますが、しか  
し、それが一〇〇%間違いないかと言われれば、  
おそろくそういっただきつちりしたお答えは出な  
いのが実情だと私は思います。そういっただ意味にお  
いても、私はやはり、こういった長期滞在してお  
る人たちの実数を把握し、そしてまた観光目的  
等々で短期渡航される人たちの保護等々も考  
えて、今後ともこういった意味の充実をやってほ  
しい。そのためには旅券法、こういったものも一べ  
ん洗い直してみる姿勢を持っていただきたい。こ  
うしないと、やはりいま言ったようないろいろな  
旅券の年数規制等と違つて、一発で観光目的  
で行く人たちが、もう外国で流浪し、どうにも  
ならぬようになっていく状態まで残しておく結果に  
なる。旅券法の穴がそういう形になって、わが  
国の信用が損なわれていくということはたいへん  
残念である。また今後、アジア局機構というもの  
も、膨大な事務量、膨大な関係のある友好国を抱  
えておられるわけですから、こういった点も含めて、  
今後ともがんばっていただくことをお願い申し上  
げまして、私の質疑を終わります。

○中山(正)委員 一言だけ関連して。  
いま奥田先生の御質問、いろいろ拝聴したわけ  
でございますが、一言だけ関連して質問をいた  
したいと思つて、この乗取り犯人の引き渡  
し要求というようなことは考えていらつしやいま  
すか。日本人が一人いるということを開いており  
ます。どういり処置をとられるか。

○奥田委員 質問をこれで、ピンチヒッターで終  
わりますけれども、まあ結論から言うと、先ほど  
の中近東、ここは日本にとって非常に大事な地域

○水野政府委員 乗っ取り事件のあった飛行機の中の警察権あるいは裁判権というものは、日本に帰属をしております。そういう関係からは、この犯人の引き渡しをリビア政府に要求するということをいま検討しております。ただ問題は、昨年でございましたハイジャックの防止条約という国際条約の中には、ハイジャックされた飛行機が着地したその国にまた裁判権があるという規定になっております。その点では食い違っております。ですから、これから外交交渉としてリビア政府と話し合いをしていかなければ、単に日本側の主張だけで裁判権、警察権はこっちにあるんだということだけでは解決がつかないんじゃないかと思っております。

○中山(正)委員 リビアは大体ゲリラ活動を支援をするという体制をとっておりますし、今度は逮捕をされたということでございますが、うわさによりまして、もう三十億円という金を取ったという話があるとかないとか、実は犯人を逮捕してゲリラ組織がそれをふところに入れるんだというよりなりわさもあつたりなかつたりします。

そこで思い出しますことは、「よど号」乗っ取りの犯人が、私、記憶にちよつと残っていないのですが、警察庁において逮捕状の請求をしていないのではないかと。逮捕状は出してありますんでしゅうか。このごろテレビを見ておりましたら、北朝鮮に乗っ取つていった連中が、堂々と日本のテレビを通じて日本人に話しかけるといふ、それをマスコミが仲介をするという異様な状態を見ておりまして、私はまことに憂えております。民主連合政権は必ずできるんだ、共産主義政権ができたときには、われわれは堂々とそのときにこそ帰つていくんだという宣伝をやられたのでは、どうも一体外務省何をやっているんだらう。北朝鮮との問題もいろいろ出てくるべきでございますから、そういう筋道というものは、はっきりつけておいていただく必要があるのではないかと、私はかように感じますので、よど号乗っ取りの犯人に対してはどうかいろいろ手をいまままで打ってこられておりますのでございませうか、そういうこともちよつとお聞かせを願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○水野政府委員 「よど号」の犯人につきまして、これは御承知のように、北朝鮮は国交がありませんから、間接に第三国を通じて引き渡しの要請をしております。

逮捕状その他の件につきましては、警察庁の所管で、きょうは予定されない御質問ですから来ておりませんので、私も正確なことを申し上げることは遠慮させていただきます。

○中山(正)委員 わかりました。何かの機会でけつこうでございますから、北朝鮮関係、どういうふうな犯人に対する処置を警察と協議をしてとつておられるか。私はきょうは聞いていながらたからということでございますが、そのくらのことは当然に知つておいていただかないと、ちよつと困つたなという気がいたします。

きょうは関連でございますから、この辺で質問を終えたいと思ひますが、今後いろいろなことが起つてくると思ひます。アラブ諸国では、一体日本はどつちの味方なんだ、イスラエルの味方なのか、アラブの味方なのか、はつきりしてほしいというふうな態度決定を迫られる。われわれは両方の国と仲よくしたいというふうな思つておりますが、そういうふうな、これからシビアに条件を押しつけてくる。乗っ取りとかそういうものを利用して、政治的に日本の態度をはつきりさせようというこゝろに出てくると思ひますので、いろいろとそういう面が起つたときに對する対策を考へておいていただきたい。アラブの、中近東の遠いところの国のように思つておりましたが、それに日本人が参加をするということになりますと、何か意外と遠くて近い話に、私は今度の乗っ取り事件も感じたわけでございますので、その点よろしく外務省において、御方針なり、そういう場合にはどうするかということをお願ひをいたしたい、かようにお願ひをいたし

まして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○三原委員長 次回は、明二十七日金曜日、午前十時理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時三十五分散會

内閣委員會議録第十四号中正誤

六	段行	誤	
三	一 御本心		御本人
三	一 末 正規		成規
三	一 末 わけですね。		わけですね、
三	四 駆逐船隊		駆逐艦隊
三	三 六 先へ		先に
三	四 七 敵に		現に
三	二 七 差し繰られる		差し繰られる

昭和四十八年八月三日印刷

昭和四十八年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A